

令和5年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年9月12日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和5年9月12日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（7名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
7 番 内 山 左 和 子 議員	8 番 中 村 レ イ 議員
10 番 仲 明 議員	

○欠席議員（2名）

5 番 村 田 幸 隆 議員	9 番 中 里 沙 也 加 議員
----------------	------------------

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	濱 田 一 多 朗 君
政策調整課調整監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
総 務 課 参 事	森 下 陽 之 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君

福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	民 部 泰 行 君
商 工 観 光 課 長	山 中 英 幹 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 専 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	柳 田 幸 嗣 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	平 山 始 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	高 田 秀 哉 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	樺 田 朋 実

[開議 午前 9時59分]

議長（仲明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。9番、中里沙也加議員は出産のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、南靖久議員、2番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、8番、中村レイ議員。

[8番（中村レイ議員）登壇]

8番（中村レイ議員） 皆様、おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

質問は2点です。1点目は、逃げ地図作りと都市公園の防災対策について、もう一点は、新旧ごみ処理施設についてです。

それでは、1点目の逃げ地図作りと計画中の都市公園の防災対策についてお尋ねしたいと思います。

8月のお盆に行った逃げ地図作りと計画中の都市公園の防災対策についての申身ですけれども、8月に行った逃げ地図作りにおいて、台風の後処理で多忙な公務の間を縫って、市長が参加されました。

愛知工業大学、三重大学、明治大学の先生は「全国各地で逃げ地図作りを推進しているが、首長の参加は初めてです。尾鷲市が防災に真剣に取り組む姿に感銘を受けました。」と高く評価していただきました。

夜間の防災訓練として行われた「キツネを探せ！」では、子供たちが避難時に直面するかもしれない精神的な苛酷な場面をゲームを通して疑似体験でき、実際の災害時には迷うことなく行動できる優れた設定がなされています。

その設定において重要な役割が逃げないという老人の登場です。そのときのおばあさん役を演じた男性が主演男優賞ものだと大学関係者から絶賛していただきました。「上手な演技の秘訣はあるのか聞いてほしい。」と考案者から言われ、尋ねたところ、「先生の指示どおり愚直に演じただけ。」との回答でした。本当は市職になるより、俳優を目指したほうがよかったかもしれませんね、課長。

話は逃げ地図に戻ります。

市長は子供たちと一緒に真剣に、本当に楽しそうに、地域住民の目線で逃げ地図を完成させておられました。赤色が1点残った地図の完成後、「この空き地を通してくれたら、赤色（12分かかかる避難場所）が一気に黄色（6分）になるな。」と言われ、その言葉から市長は本当に真剣に防災を考え、対策も考えておられると実感しました。

大学の教授によれば、ほかの市町では教育委員会が率先して各学校で逃げ地図作りを進めているそうです。教育委員会と防災危機管理課で、中電跡地に計画中の都市公園からの逃げ地図を市民と一緒に作る指示を、市長も逃げ地図の有効性を理解されたと思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

逃げ地図では、逃げる場所の高さと障害物で避難経路が変わります。避難場所への到達時間も変わるのです。新聞では計画中の都市公園から15分以内に逃げられるとなっていました。防災道路はJRをまたぐ跨線橋です。要するに、下に川はありませんが、橋になっているのです。

この橋が落ちない対策は完了していますか。予想される南海トラフ地震は、神戸の震災並みの直下型地震で、垂直方向と水平方向に大きくずれると予測されています。防災道路の跨線橋は昭和55年に供用開始され、その後に起こった神戸の震災で橋げたが落ちないようにする落橋防止基準が厳しくなりましたが、その基準は満たしていますか。

桂谷川の内水氾濫も避難を妨げます。対策をお聞かせください。

もう一点は、企画中の広域ごみ処理場、運転中の尾鷲市営焼却場についてお尋ねします。

今運転中の市営焼却炉は、常時、二つの窯に火を入れています。焼却ごみを2割減らせば、一つの焼却炉で焼却が可能となります。焼却ごみ量を2割軽減したら修理費も安くなることが分かる、具体的な削減PR計画を教えてください。

企画中の広域ごみ処理施設のごみピット、要するにごみだめ場は地下に造られます。尾鷲市水道水源の取水口、原水の取入口も川底から6メートルの伏流水を

取っています。ごみピットには他市町のし尿汚泥も捨てられます。

ごみピットから水漏れしたら、ちょうど伏流水と同じ地下水に混じることになるのです。ごみピットが100%水漏れしない保証は誰がするのですか。地中にあるごみピットの水漏れの点検方法があるなら、教えていただきたいと思います。

環境調査の項目に水質調査が入っていませんでした。松阪の焼却場もクローズド方式なので水質調査を行わなかったから、尾鷲でも必要ないと判断して行わないとの説明が事務組合からありました。

しかし、松阪市の焼却場の200メートル下に松阪市の水道の取水口があるのでしょうか。松阪市の焼却場で必要ないから、尾鷲市も必要ないという理由は成り立ちませんが、いかがですか。

広域ごみ処理施設が単独より安いという算出根拠について、6月議会で算出根拠は不透明なまま終わりました。尾鷲市単独で新設するとしたら、単独の焼却炉のほうが高くつくという根拠を詳しくお聞きする前に、尾鷲市の根拠のない積算方法について、テニスコート予算を例に取ってみたいと思います。

テニスコートに5,000万円をかけて人工芝が張られ、大変好調で、去年の1年の利用者が既に今年半年で超えたような、1年分を1か月ぐらいで、利用者が増えたそうですが、利用料が非常に安いと聞きました。

このテニスコートの人工芝の予算が審議されたときの説明として、市の負担は2,000万円だけで、有利な工事との説明はありましたが、人工芝は10年で張り替えると分かっているにもかかわらず、10年先の張り替え費用についての説明もなく、張り替え費用は全額、尾鷲市負担になることの説明もありませんでした。

その一方で、広域ごみ処理施設のほうが安い比較根拠となった単独ごみ焼却炉のほうが高いという試算書においては、単独焼却炉を新設した年から毎年1億円も修理費が上乘せ計上されています。10年で張り替える必要がある人工芝の張り替え修理費は積み上げず、単独焼却炉の修理費は積み上げる。

皆様は家を新築されたとき、翌年から多額の修理費用を見込まれておられますか。私でさえこの矛盾点に気づくのに、聡明な市長がこの変な試算に気づけなかったとはにわかに信じ難いのですが、市長ともあろう者が本当に気づけなかったのですかと質問することは愚問でしょうか。経営のプロである市長には、愚答ではなく、名回答をお願いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問にお答えしたいと思っております。

まず、冒頭におっしゃられました逃げ地図作り、これをはじめとした三木里における防災合宿、大変有意義なものであったと思います。私も防災意識というのが非常に高まったと思います。ありがとうございます。まずそれはお礼として述べさせていただきます。

御質問の逃げ地図作りを中心としながら、防災対策どうなのかというような話で、まず、南海トラフ巨大地震、あるいは津波における甚大な被害の発生が懸念されている尾鷲市においては、「津波は、逃げるが勝ち!」、この標語の下で何年も続けております、防災訓練。近くの高台に一応、いち早く避難することを基本としながら、様々な防災・減災対策を実施しております。

特に第7次尾鷲市総合計画におきましては、まちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」、この実現に向けた基本目標の一つに「災害に強く、みんなに優しいまちづくり」を掲げ、住民主体の防災対策の推進や地域防災力強化対策の推進に取り組んでおり、自助・共助・公助が効果的に連携した最大限の減災効果が発揮できるまちづくりに努めております。

特に津波からの避難を考えた場合、住民一人一人が自分の命や生活を守る自助、そして、住民一人一人が隣人と協力して地域を守る共助、そして、行政が実施主体となる公助があるんですけれども、この三つの中でも特に自助が極めて重要と考えております。

そういった中で、先月行われました三木里地区での逃げ地図作りに私も参加させていただき、子供たちと一緒に地震が起きて橋梁が落ちるなどの様々な障害が起ることを想定しながら、逃げられる距離をひもで測りながら色分けをし、地図を完成させました。完成した地図はとても見やすく、有効性の高いものだと感じております。

今回、三木里地区で実施されました逃げ地図作りは、自助、共助の役割を考え、津波からの避難を考える非常に有意義なイベントでありましたので、これを今後、各地区自主防災会や学校などでの実施に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

これまでの取組といたしましては、各地域住民自ら主体的に避難経路の危険箇所などの確認などを行いながら避難体制を構築する、いわゆる住民主導型避難体

制確立事業を現在までに9地区で取り組んでまいりました。本年度は矢浜地区でも実施を予定しておりますので、矢浜小学校との連携も検討してまいりたいと思っております。

また、各学校での防災行事の中でタウンウォッチングを実施し、避難路や通学路の災害時に役に立つものの把握や、高いブロック塀、古い空き家などの危険箇所の把握も行い、ハザードマップにそれを落とし込み、情報共有を図ってまいりました。

議員御提案の中電跡地の都市公園からの逃げ地図作りについては、今後、子供たちと保護者などが一緒になって作成するよう、教育委員会、そして防災危機管理課に指示いたしました。

まず、1点目の回答でございました。

次に、防災道路に架かる跨線橋と桂谷川の内水氾濫対策につきましては、現在どのような状況なのか、あるいは今後の方針などについて、その辺のところを後ほど建設課長より説明いたさせます。

3番目のごみ焼却場建設比較、新旧、おかしいじゃないかというような話なんですけれども、このごみ焼却場建設の比較につきましては、さきの定例会の質問において、広域での整備のほうが単独での整備より安価との答弁を令和2年11月の行政常任委員会資料を用いましてお答えしたところでございます。

その中で単独整備をした場合の試算として、修繕費を含んだ工事費は欠かせないことから、整備した年から20年間で、年間1億円の費用を見込んだものでございます。要するに必要な運営費を想定したものであります。

これは令和2年11月の行政常任委員会の説明で、直近5か年の修繕費を含んだ工事費の平均を取った額が約1億円であったためであります。ですから、現在のごみ焼却施設が出来上がってきからずと今日に至るまで、平均1億円の修繕費用がかかっておりました。

ちなみに、市立運動場のテニスコートについては、要するに芝生をどうするのかというような問題であります。我々としてはその分については必要ないと考えております。

次に、ごみの減量計画についての御質問でございます。

まず、ごみの有料化、これが始まったのが平成25年でございます。有料化前の前年と比べてみますと、そのときは約24%減少しました。それをピークにしまして、少しリバウンドしているのが現状でございます。

ごみの減量化は環境に優しく、脱炭素につながることから、ゼロカーボンシティを宣言している本市にとって不可欠な取組であり、その重要性をもっと市民に周知し、市民の協力を得てごみの減量化を一層進めるよう、私から市長ミッションとして環境課に指示をしております。

ごみの減量化に関する詳細な取組については、後ほど環境課長より説明いたさせます。

最後に、ごみピットから漏水を100%抑えられるのかというような話、この件につきましては、ごみピット関連を含む広域処理施設整備については、現在、東紀州環境施設組合の所管でございます。今、組合のほうでは、施設整備等についての詳細な内容について議論をし、いろいろ進めていることでございますので、この件についての詳細な内容については、組合のほうでの議論でございますので、私は尾鷲市長の立場でこの場で質問に御回答することはできませんので、御理解いただきたいと思います。とっております。

壇上からの御質問に対する回答は以上でございます。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、防災道路に係る跨線橋につきまして、建設課より説明させていただきます。

まず、市が管理する橋梁につきましては、現在、橋梁長寿命化修繕計画に即した修繕工事を進めるとともに、平成25年の道路法改正、平成26年の道路法施行規則における定期点検に関する技術的基準の公布を受けて尾鷲市橋梁点検要領を策定し、5年ごとの定期点検を実施しているところでございます。

防災道路の跨線橋も含めまして、平成8年の道路橋示方書改定以前に造られました橋梁につきましては、経済性や効率性、橋梁の重要度等を考慮しながら、橋梁耐震、落橋防止等について検討してまいります。

次に、桂谷川の内水氾濫対策について説明させていただきます。

現在発注しております国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託につきましては、流域調査や現地踏査、過去の内水氾濫時のデータの検証等を踏まえまして、避難路を検討する上で重要となる公園内と公園外を結ぶ橋梁に対する概略検討を主な目的として行っております。

桂谷川の内水氾濫につきましては、ここでの検証結果を踏まえ、今後、対策を検討していく予定であります。

建設課からは以上でございます。

議長（仲明議員） 環境課長。

環境課長（民部泰行君） それでは、ごみ減量化について、環境課より御説明いたします。

ごみの減量化につきましては、市民の皆様の協力を得まして一層の取組を進めていくため、出前講座やSNS、ワンセグ等を活用し、ごみの出し方やごみ減量化について周知を続けております。

例えば、家庭から出るごみを減らすことにつきましては、一番効果が出るのは生ごみの水分を取り除くこととあります。生ごみは家庭から出されるごみの約35%を占めており、生ごみの約80%が水分です。水分をよく切ることで、ごみの減量のほか、生ごみの悪臭や腐敗を防止することができ、また、焼却施設での焼却効率が向上し、CO₂の削減にもつながります。

ごみ減量化につきましては、広域ごみ処理施設稼働までの現清掃工場の維持費が抑えられることにもつながりますので、今後も一層の周知に努めてまいります。以上です。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 市長にお尋ねしたいと思うんですけども、尾鷲市の防災計画の、もともと、5分で逃げるが勝ちの基になっている地震想定は、地震レベル1を想定しておられますか。レベル2を想定して避難計画やその他もろもろの耐震計画を立てられているのですか。お答えいただけますか。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） レベル1、レベル2という考え方が国のほうから示される前にシミュレーションを行っておりまして、過去最大のものにほぼ近いようなシミュレーション結果を基に表現されております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それは非常におかしいですよ。神戸の震災以降、レベル2、要するに震度5以上、直下型もしくはプレート移動型の地震に対する耐震補強も求められておりますし、尾鷲市の基本的なもとの総合計画や防災計画の基になる指針である、どちらで設計されているのかということが決まる前の標準でされているということ自体が、もう既におかしいんじゃないんですか。

だって、国市浜公園のスポーツフィールドに対して、基本設計、実施設計、測量のところに、レベル2で液状化するというのが出てきていますよね。極めて高い、全体が液状化する。

液状化すると、もう既に中からも逃げられないんですよ。それがレベル1で設定されるのか、レベル2で設定されるのかも決まらないまま、この基本計画の発注をすること自体がもう既におかしいんですよ。避難計画もできませんよね。それは橋梁耐震もできないでしょう。

だって、尾鷲市が自分のところの災害に対して、レベル1で対応するのか、レベル2で対応するのかの基本的な指針も決まらないまま、全てが進んでいっているわけですよ。

これについて、少なくとも市長に一つだけお伺いします。JRをまたぐ、今市道になっている防災道路について、どのように耐震化を考えられているのか、お答えいただけますか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 防災道路における跨線橋、この件については、先ほど建設課長から一応説明をさせましたけれども、正直申しまして、橋梁長寿命化修繕計画にのっとった工事を進めているというのが現状でございます。

議員が御心配いただいているところはどの程度なのかということは、私はかなりのレベルの高さで御心配いただいているとは思っているんですけども、その辺のところをやはり跨線橋の市道における工事、これだけでも跨線橋が何本もあるわけなんですけれども、これを市で負担しながら工事をやって、最高レベルのものまで持っていくというのは大変なあれなんです。尾鷲市、そんなあれじゃないです。何十億、何百億になる。

その場合に何かいい方法はないかということも一応いろいろ調べましたんですけども、一つの方法としまして防災道路の跨線橋の耐震対策工事については、一つの直轄権限代行というようなものがあるということを知りました。

これはどういうことかといいますと、要は道路法の第17条第6項において、管理の特例として、国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請、もし国土交通大臣のほうに、例えば尾鷲市から要請があった場合、市町村から要請があり、地域の実情等を勘案して、道路管理者の権限、道路管理者というのは尾鷲市だったら私ですよ、道路管理者の権限を代行して自ら工事を行うことが適当であると認められる場合に、これが行うことができると、まず、法律にはそういうふうになっています。

そういった中でこれをよく調べてみますと、前提条件のレベルが高過ぎると。これは地域における安全かつ円滑な交通の確保のため、適切な管理の必要性が高

いと認められるもの、高度の技術を要するもの、または高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものであることなどのいろんな諸条件がありまして、この辺のところも正直申しまして、国交省の窓口にはこういうことを含めて、一回、相談に行ってみようかなど。

具体的には、国土交通省の紀勢国道事務所のほうにまずそういうことを相談しながら、可能であれば国への要請についても考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 桂谷川に橋を架けるのに、今、流量調査に入られているんですけども、道路橋示方書という橋のバイブルによると、新しく橋を架けるときには、流水量調査も大事ですけども、もっと大事なのは津波高と書かれています。

津波高の想定高さの最大高さの下端が橋のけたの下になるように設計をするべきであり、もしそれがかなわないときは、津波に対応できる橋であることと書かれており、設計時ではなく、橋を架けるかどうかの計画時に地質調査が必要と書かれています。

でも、今回の予算では、流量調査と避難路の調査。

橋を架けてそれを避難路にしたいなら、そのとき既に何か所、予定地があろうとも、その地質調査は先にすべきです。地質調査のない計画も、ましてや、設計場所の選定はできないのです。

この都市公園がそもそも最初から間違っているのは、令和2年4月7日に一部事務組合幹事会で広域ごみ処理施設は第2ヤードと説明され、同4月10日、3日後の一部事務組合準備会議で市長が集まったときに、突然、建設用地が確定しないまま広域ごみ推進の合意書が交わされ、その4日後に一部事務組合幹事会で市営駐車場に焼却炉の概算予算まで出しています。

この1週間の間に三役課長会が開かれたのか、お答えいただきたいと思います。三役の方、どなたでも結構です。三役課長会は開かれましたか。三役も交えた課長会です。

返答に時間がかかるようですので、私のほうから。これについて情報公開したところ、その情報公開上に一切の会議の会議録が出てきませんでした。

ここで何が言いたいのかということは、市長はもちろん経営者であり、全てを網羅できません。ですから、各課長の専門的な意見というのを吸い上げて、忌憚

のない意見を直接聞かれて、なぜここが浸水域であり、レベル2で液状化する可能性があり、そういう問題点を各課長から出してもらったのかどうかということが、そもそも、この計画のずさんさが露呈されているんです。

ですから、14日に、野球場に広域のごみを造るというときに、尾鷲市水道水源保護審議会へ対応が必要と書かれております。でも、その後、これがクローズであることを理由にまだ開かれていないみたいですし、ましてや、このとき、ごみピットの問題まで、誰も問題視していないんです。

おまけに、このとき市民は、他市町のし尿汚泥がごみピットに突っ込まれるということは誰も知りませんでした。これは、一番最初の、当初に、この広域が企画されたときの約束事項にもかかわらず、それはいまだに知らない市民がたくさんおられます。

尾鷲市のし尿汚泥はクリンクルセンターでもう焼却しています。ですから、広域のごみ処理施設に入ってくるのは、他市町のし尿汚泥です。ごみピットがどういう状況で地下に造られるかということについて、たった1週間の中で分かるわけがないんですよ。それを1週間で、第2ヤードから野球場に変えてしまっています。

そのツケが全て今ここに現れて、あの浸水域に野球場を本当に造って、レベル2のときに液状化して、どうして逃げるのか。浸水域の中に造る新しい橋梁について、津波高の勘案もされず、流量調査だけでこれの乗り切ろうとしている。

この整合性ということを私、常に言っていると思うんですけども、はなから、最初から整合性が全く取れていないこの二つの計画について、市長、経営者として、この整合性についてお返事いただきたいと思います。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、広域ごみ処理施設の建設場所をどこにするか、10年以上、各市町の首長が集まっているいろいろ検討してきた、こういう経緯がございまして、ごみの処理をきちんとしなければ、特に尾鷲市なんかも市民生活、各市町でも住民生活に多大な支障を来すと。

現状といたしましては、尾鷲市の清掃工場については、もう30年近く稼働しております。毎年毎年、その修繕費でかなりかかるということで、当初、中部電力の跡地を利用しながらやろうとしていたんですけども、いろんな問題があったということは、その経緯についてはきちんと説明させていただいています。

第2ヤードの高台にということもありましたんですけども、あそこのところ

でも中部電力のほうからのいろんな、要するに、ふさわしくない建設場所であるということで、そういう話があって、最終的に、議会のほうに市営野球場の跡地を活用したごみ焼却施設を造らせていただきたいという、ほかの市町からの要望もあり、それについてかけて、一応、その方向で進めようという議会からのオーケーもいただいたと。

当然のことながら、野球場がなくなるということについては、その代替施設を探さなきゃならない。これ、当然の話です。私も市長市民懇談会の中で、そういう話のことは、要するに代替施設は絶対造るべきだと。それは尾鷲市としても一応造るべく、要するに5市町の協力を得ながらやりますということは、ずっと話してきておりますんですけども。

そういった中で、その代替施設について本当にふさわしい場所はないという中で、今回、中部電力跡地のその部分の広大な敷地を利用しながら、子供たちに喜ばれるようなそういう施設、野球場を造ろうということが今現在、計画を進めていると。

当然、いろんな問題は、課題は残っております。その課題については一つ一つ解決しながら、要するにあの場所が地震が起きて津波があってもすぐに逃げられるような体制を、避難方法等々も全部、ハード、ソフト面からきちんと作りながら、きちんとした施設を造っていこうというのが今の方針でございます。

以上でございます。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 市営野球場って、年間2,000人の子供たちが、大人も使用されるんですよ。でも、水道って、年間1,547万人の方が水道を利用するんですよ。

ですから、市営野球場跡地に広域ごみ処理を持っていきたいのなら、野球場の移転よりも前に水源地の取水口の移設費用をまず広域と話をすべきでした。でも、そんなことを全く勘案せず、野球場についてのみの話でこれが進んでいますよね。

2,000人も大事ですけども、1,547万人の水道のほうがもっと大事です。それについて、なぜ水道の取水口の移設、そして、もっと深いところからの取水。そうすれば、水が足りないことは尾鷲では起きません。ですから、まず、考えるべきことが、順番が違うのですよ、常に。

前回、私が6月に、市長は広域が大事ですか、尾鷲市民が大事ですか、愚問や

とおっしゃいましたけれども、名回答として、命の水ですよ、水に対するこのあまりにもずさんな計画というのは、どうしてそのときに誰も思いつかなかったんですか。時間がなさ過ぎましたよね、1週間でこんなもの、分かる人、いないと思います、私も。

ですから、これをやり続けるときに、どうしたら1,547万人の水を確保できるか、もうちょっと真剣に考えていただきたいと思います。水道料金値上げ値上げばかりじゃないと思います。尾鷲市の水がおいしいと言ってもらえてこそ、値上げに、ああ、しゃあないなとみんなが思ってくれると思います。

基準値以内ならいいとおっしゃいますけれども、基準値以内の水を飲み続けると、非常にまずい水になります。ですから、本当に造る前、今、ちゃんと考えていただきたいと思います。お答えください。

議長（仲明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 1週間で建設候補地を決定したということなのですが、令和2年7月に野球場用地を候補地とできないかというような要請を受けた後、市として、そこに焼却場ができるのか、また、代替施設となる野球場の位置はどこへ持っていくのかというような検討がなされており、最終的に決定したのが10月30日の行政常任委員会で、議会のほうへ示したものであります。

また、排水についてはクローズド方式というのは、私どもも初め、全然検討していなかったということ、検討というか、そういう方式があるというのは知らなかったということで、排水についてはどうしますかというようなことは、当然、そのとき考えました。そのときはやはりクリーンセンターと同じように、取水口より下に排水を持っていくという方法で検討しておりました。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の広域ごみ処理施設の件においては、まず、排水というものを場外に出さないと、これが基本なんですよ、クローズド方式という。この方式を取り入れておりますので、プラント排水とともに施設内で循環再利用すると、こういったことで、雨水以外は場外へ排出することがないという、今回、専門家からも聞いておりますし、そういう方式で今後設計等、これから事業者も決めていくわけなんですけれども、そういうことを条件にしながら、水源への影響はないような形でやるということで考えております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 私も専門家にお聞きしました。クローズド方式であったとし

でも、ばい煙、煙突から出る煙は壁にひっつきますし、地面にも落ちます。そして、車が運んできたごみも場内に落ちるんです。ですから、それが雨水で川に流れないこともありません。

ですから、その専門家は水質調査が行われないことが問題やおっしゃっていました。まず、水質調査をしない環境調査が問題なんです。

それと、ピットの問題について、もう開いた口が塞がらへんとおっしゃっていました。あり得ませんともおっしゃっていました。上水道の取水口の200メートル上に、地下に埋設したごみピットを造るということ自体が本当に非常識なことなんです。常識から逸脱しています。

ですから、そんなことで、何ぼクローズド方式で水が出ませんと言っても、水漏れ、漏水というのをどう防ぐのかを、それをチェックする方法があったら、教えてください。それについて返事、お願いします。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直言って、中村議員のほうも専門家にお聞きになって、先ほどのような御意見を頂戴したと。私どもは私どもできちんと聞いているわけなんです。

だから、今の方向性としましては、先ほど申しましたように、今回の広域ごみ処理施設の分については、まず、クローズド方式で全部閉め切ると。だから、出た水は全部循環させると。多少なりとも雨水云々等々についても、この前の住民説明会でもいろいろありましたけれども、その分がどの程度なのか、非常に微量であるということは、これはもう一目瞭然の話だと思います。

ですから、要するに、そここのところで専門家がこういうふうに言っている。だから、こういう問題はおかしいと。我々としてもそれに対応した専門家がやっぱりそういう形の中できちんと説明している。だから、この方向でいきましょうという話合いはできているわけなんです。ですから、ここで私はそういうことで議論するつもりは毛頭ございません。

これはまず第一に、見解というのか、考え方の違いということでお答えさせていただきたいと思っております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 市長、見解の相違では済まないんですよ。見解の相違ではなく、これは防災と一緒になんです。危機管理なんですよ。だから、こうなったらこうなるかもしれないという予測を立てられるか立てられないかの話をしているの

であって、私の見解がこうだから大丈夫ではないんですよ。ですから、地震がレベル1、レベル2、それがどこまで、まず、理解できるのかということとこれは同じことです。

それでは、次に話を進めさせていただきます。

まず、広域のほうが安いとおっしゃる根拠について、根拠どおりに計算した結果、確かに、広域のほうが尾鷲市の負担は1億9,100万円は安いです。でも、これは野球場とか入っていません。

今考えられる、今回出てきた8,100万は、野球場以外の下の造成に8,100万のお金を突っ込んで、要らないズリを放り込むらしいですけれども、その上にまだ幾らかけて野球場をつけて、そして、液状化する避難路に幾らかけて地盤改良をして、そして、橋を造って、一体ここにお金がどれだけかかるんですか。

これを勘案したときに、単独ごみ処理場って、実は、8時間で尾鷲のごみ22.5トン焼くと1時間に2.8トン焼ける焼却炉を、今、尾鷲市は持っています。でも、広域で64トンを24時間で焼くということは、1時間当たり1.3トンのちっちゃな炉を造るんですよ。そのちっちゃな炉に、このときの計算で79億、そして維持管理費に120億ぐらい。尾鷲市単独で造れば、次は15トンぐらいの炉でいいので、結局、単独のほうが要らない野球場を新設するよりずーっと安いんですよ。

安い安いという計算根拠の土台が間違っている上に、まだ、これを造ったらこうなる。おまけに、新しい野球場にはライトもなく、夕方になったら、はい、試合、終わり。そして、ここに照明を造ろうと思ったら、この軟弱地盤にすごい力を打って、すごい大がかりな工事をしなくては、照明はできません。大体、その許可を中部電力が出してくれるかも疑問です。

ですから、この不備な計画、ずさんな計画、全てずさんなんです。それがどこに端を発しているかということ、一番根っこですよ。防災は何を基準に行うのか、どこを基準に市民の生命、安全を守っていくのかということところが完全に欠落しているように思えるんです。

ですから、そこの整合性についてもう一度お伺いします。尾鷲の防災、そして総合計画の基準は、レベル1で行われているのですか、レベル2の地震を想定されているのですか。市長、お答えください。総合計画ですので市長です。

議長（仲明議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 防災の対策として、レベル2の理論上最大クラス

の地震、津波をハザードマップにも示しておりますとおり、この浸水域を危険な地域ということで、逃げる対策を基本として進めております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） それでは、全てをレベル2で今後考えていってください。ということは、この都市公園は全て、全域、液状化するということですので、それに対する対策費が今後幾らかかってくるのかというのを概算で出されるべきだと思います。ぜひよろしくをお願いします。市長、お答えいただけますか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 非常に拡大したお話がございますので、まず、一つ一つちょっとあれしますけどね。皆さん方に分かってもらうために。

まず、広域でやるのがいいのか、単独でやるのがいいのか、その辺の議論の中で一つの要素として、広域でやったほうが単独でやるよりも、要するに経費が安くなるという。これは事実です。はっきり言います。事実です。

令和2年か3年のときに、やはり広域でやるのがいいのか、5市町でやるのか、いろんなデータを基にしながら数値を出した。ですから、要するに、まず、インシヤルコスト、建物を造るのに、広域ではどれぐらいかかるのか、単独ではどれぐらいかかるのか。

当然、これはインシヤルコストといって、建設費だけじゃないですから、これからやっぱり20年間もたせていくということ为原则として、オペレーションコストとか、要するに運営コスト、これを足した分を一応総計すると、要するに、単独でやった分については約70億円ぐらいかかると。そして、広域でやった場合には大体百何十億とかかりますので、尾鷲の負担は50億円ぐらいであると。

この件については令和2年か3年ですので、ちょっと忘れちゃったけれども、その辺の報告をしながら、議会のほうにも報告しながら、一方では、これは5市町でどうするのかというのは、5市町それぞれの考え方がありますから、それを共通見解として出したというのがそれです。

確かに、71トンから64トンにやりましょうとか、あるいは、広域でこういうものについて、野球場の負担はこれぐらいかかりますよと、これについては承知もして、まだそれ、計算はしておりません。

ただ、大きく分けてこれだけの差があるということについては、議員も御承知のとおり、東紀州広域ごみ処理施設のせんだって出しました整備基本計画というものの中で、当然、その施設の整備基本方針の中には、六つほど重要な方針を示

しております。

その中で、特に今回のお金の話になりますと、「経済性に優れた施設」、特に処理方式や発注方式を最適化し、施設整備費と運営費を含むトータルとしてのライフサイクルコストをいかにして低減するか、この施設を一応造り上げるというような。そして、同時に、長期にわたり健全で寿命の長い施設を造る。これが基本方針としてうたっておりますので、これに外れるようなことはしては絶対駄目だと。

私としてはこれをまずベースにしながら、今後の要するにこの施設計画についてはきちんと見ていきたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） もうそれ、根底から崩れていると申し上げています。

広域で出された試算によれば、71トンのときに尾鷲市負担が設備費9億9,100万円。単独で造ったら、そのときまだ19トン、今やったら15トンでいいんですけども、そのときに尾鷲市の負担は11億8,200万。確かに、1億9,100万円、設備費、高いんですよ、尾鷲市単独やったら。

ただ、尾鷲市の場合、8時間しか焼きませんので、管理費は要らないです。これは施設管理費ではないので役務費として処理されますし、そして、24時間の管理費というのは非常に高くなります。ですから、ごみを減らしさえすれば、広域、5市町でなくても、紀北町との広域で十分にやっつけられる量になるんです。

ですから、東北の震災以降、東北でも広域のごみが震災により停電で焼けなくなって非常に問題視され、それ以降、国も推奨していないんです。なのに、尾鷲市は5市町でいつまでもしつこくこれをやろうとしています。

でも、経済的に優れているというのは、全然根拠がありません。だって、試算になった試算の係数自体がおかしいともう既に私が指摘しました。でも、それは要るお金やおっしゃいますけれども、新築する家に次の年から修理費を多額にかける市民はおりません。

ですから、おかしいことはおかしいので、これについてもっと、まだまだ、何でしたら、次回も継続してやらせていただきたいと思います。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何度も申しますね。これは要するにスタート時点から、尾鷲、今の現状の清掃工場がスタートしてから今日に至るまで、毎年毎年、平均しまして約1億円の修繕費がかかっているという事実がございます。事実がございます。

だから、これについては私は資料を持っていますから、それを環境課長からもらってくださいよ。そういう状況の中で。

それで、もう一つ、今、要するに話が逆行するような、後戻りするような話なんですけれども、今回の広域ごみ処理施設の5市町で共同でやろうというのは、平成24年度からスタートしているわけなんです。今回でもう10年以上たっているわけなんです。今回は平成でいくと35年ですから、令和5年は。そういうところに後戻りして。

今、尾鷲市は30年近い施設で何とか、だましなんですよ、私に言わせると。いつ潰れるか分からないけれども、何とかもたさなきゃならないような形で、今、清掃工場を運営しているわけなんです。

もしこの工場が止まったときに、尾鷲なんていうのはごみの山ですよ。どこへあれするんですかって、まず、これが大事なんです。市民に対する最低レベルのサービスというのは、ごみを集めてそれを焼却するということがまず第一なんです。私はこれを一応重要な話だと思っています。だから急いでいるんです。

それで、紀北町とやるというのは、もういろいろ検討、皆さん、おっしゃっていますよ。でも、尾鷲市の単独でやるとか、尾鷲と紀北町でやるとかなんとかというのじゃなしに、要するに、東紀州5市町の首長が集まって、平成24年からずっとやって、やっと一緒になってやっていって、建設場所も決まって、それじゃ、皆さん、やっていきましょうと、こういう結果になっているんですから。

それについては疑問に思うところもいろいろあるかと思いますが、御心配とかもあるかと思いますが。それを一つ一つ解決していくというのが我々執行部の役割だと思っていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（仲明議員） 中村議員。

8番（中村レイ議員） 時間がありませんので、また継続とさせていただきたいと思っています。でも、市長、決まったからやんなあかんということはないので、決まっておっても、あかんことはあかんのですよ。ですから、見直す勇気も持っていただきたいと思っています。

以上です。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） その件について、今一番肝腎なのは、ごみ焼却施設が壊れたときにそれでどういう対処をして、もしそれが継続するようでは、尾鷲のまちはごみの山になって大変な状況です。それを回避するためには、方向性としてはそれ

を造ると。

だから、それに対していろいろ疑問に思っていること、心配されていることについては、一つ一つきちんと検討しながら進めているというのが我々の今の考え方になります。それは進めさせていただきたいと思っております。

議長（仲明議員） 中村議員。

8 番（中村レイ議員） 紀北町に頭を下げるとか、伊賀市に頭を下げるとかいう手がありますので、頭を下げることも覚えてください。

以上です。

議長（仲明議員） 答弁、よろしいですか。

8 番（中村レイ議員） はい。

議長（仲明議員） ここで休憩をいたします。再開は 11 時 10 分からといたします。

〔休憩 午前 11 時 01 分〕

〔再開 午前 11 時 10 分〕

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3 番、濱中佳芳子議員。

〔3 番（濱中佳芳子議員）登壇〕

3 番（濱中佳芳子議員） 久しぶりの登壇でございます。どうか話がスムーズに進みますよう、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、まず、中央公民館の耐震改修をするに当たり、尾鷲市図書館の拡充、充実の考え方についてお尋ねします。

尾鷲市における図書館、図書室の歴史は、昭和 3 年、北牟婁郡では最初に開館され、その後、幾度か場所を変え、昭和 55 年に現在の中央公民館に尾鷲市中央公民館図書室として設置されました。平成に入り利用実績が伸び、平成 13 年には図書館法に基づく尾鷲市立図書館となっています。

ただし、設置環境は開館当時のままであり、収蔵能力に限りがあることから、三重県内 14 市の中では蔵書の数は最低にとどまっているのが現状です。

そのような中、読書活動に関する行事の歴史は古く、昭和 42 年に発足した子ども読書会や成人向けの活動、子供たちに向けて行う読み聞かせの会や絵本作りなど、市民の皆様の協力を得ながら、日々、スタッフの皆さんに支えられた図書館の役割はどんどん成長していると感じています。

中でも、寿文庫の活動は 1960 年度初旬に始まり、全国的にも珍しい良い事例として、文部科学省の令和 2 年度全国の事例集に紹介され、ホームページに掲

載されております。

また、児童・生徒の読書に関しては、学力向上に関わりがあることが以前から言われていて、最近のベネッセの調査研究によると、読書量の多い子供ほど偏差値の伸びが上がっていることが検証されています。

2020年から段階的に実施されている新学習指導要領では、改定のポイントの一つが読書指導の充実とされていて、小学生だけでなく、中高生にもこの必要性が盛り込まれました。

最近ではITの導入により電子図書も広がりを見せていますが、紙の本で読むことのメリットは大きく、読むものの種類によって使い分けることが必要であるとも言われます。

特に、幼児期の読書は、紙の手触りやインクの匂いなどが幼い頃に必要な五感への刺激になり、想像力や感受性、文章力、理解力など、様々な力を養う一歩になると言われています。また、紙の読書は、IT機器を通じての読書より目に優しいとされ、健康面でも優れています。子育て支援の施策が充実され、乳幼児期の読書活動の参加も増えています。

児童・生徒や乳幼児だけでなく、高齢者にも読書が推奨されています。海外の幾つもの大学が高齢者の読書と認知機能の相関について研究しています。その中には、読書を習慣にすることで精神的退化を32%遅らせ、しなかった場合、48%加速するということが示されています。

このように、読書が生活に与えるメリットが言われる中、中央公民館の現行の図書館は40年以上前に整備されたままで、小さな子供連れなど御不便をおかけしている状況です。孤独な読書になりがちな高齢者ですが、行きたくなる利便性の高い図書館になれば、コミュニティが広がるきっかけにもなります。本来、図書館の役割とは、社会教育施設としての公共施設、知的インフラとされています。

図書館法では、図書、記録その他の必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と記されていて、その役割に人の集うところという位置づけはありません。

図書館整備に対する補助金や交付措置は極めて少なく、行政においてはとても負担が重く、さらに、生命や経済活動に直結しないとの考え方もあることから事業としての優先度が低く、置き去りにされてきた経緯があるのではないかと感じています。

近年の図書館整備において、地域の文化や伝統、教育・教養に対する考え方や、地域コミュニティの醸成、子育て支援、高齢者対策など、地域の要請に応えるべく、複合的な施設としての役割を基本とした施策が多くなっています。複合的な計画にすることで、様々な財源確保が可能になることとなります。

2000年代初めまで図書館は過疎債の利用がかなわない事業でした。そこを乗り越えるため、北海道置戸町では、図書館条例の変更、施設の名称変更をもって過疎債の利用を可能とし、その後の図書館整備に過疎債が利用可能となるきっかけをつくったと言われてしています。

附帯設備の新設や更新と違い、図書館そのものの拡充など、建物の構造そのものを変える事業は、今回の機会を逃してしまうと、また数十年、市民の満足度を上げられないものとなるでしょう。この耐震整備を機に、図書館の充実、拡充に向けて、市長の心積もりや計画をお聞きしたいと思います。

教育長には、学校教育における読書活動は、学力向上を目指す上で、その役割がどのように期待されているのか。学校には図書室が設置されていますが、長期休暇中や自習の場所を求めるなど、児童・生徒と尾鷲市立図書館の関わり方など、御説明いただければと思います。

次に、災害対応に対する人材確保についてお尋ねします。

平成23年3月、東北大震災が発生し、その8月、現地に赴きました。東北地方整備局で三陸沿岸から内陸部へ救援の道を切り開き、「くしの歯作戦」と名づけた徳山局長から発災当時のお話を伺い、現地の状況を記した詳細なメモを拝見いたしました。後に災害初動期指揮心得としてまとめられ、その冒頭に、備えたことしか、役に立たなかった。備えていただけでは、十分ではなかったと書かれています。

南海トラフが心配され、毎年の訓練や常の備えについては、十分とは言えなくても、ほかの地域に劣らず実施されていることを感じていますが、物量的にはどうでしょうか。

徳山局長のお話で印象に残っているのが発災直後のことでした。津波が去った後、うずたかく積み上がった瓦礫の山、全ての道路がその機能を失っていて、自衛隊や警察が到着しても身動きが取れない状態で、まず、道路の瓦礫撤去が必要となったとき、地元の建設業者約500人が自主的に集まってくれていたとのことでした。翌12日には道路が開かれ、救助活動、御遺体の搬出が可能になったそうです。

尾鷲市の災害対応でも、津波だけでなく、土砂災害においても、最初に着手すべきは瓦礫の撤去、道路の啓開になります。それは住民の自主防災ではとてまかなうものではなく、専門業者の力が必要になります。そこで、心配しているのがその人材の確保になります。

大規模災害になれば、それぞれ近隣の自治体ほぼ全てが被災地になります。たとえ被災の心配のない地域と災害協定が結ばれていても、道路が寸断されていれば、地元だけが頼りとなります。

平成16年、この地域で大水害が発生し、国道42号線が大崩れを起こしたとき、都会のコンサルでは手に負えず、地元の地形や特性を熟知した地元業者の人によって、どれだけ時間がかかるか分からないと言われた道路の寸断が3日間で通行可能になりました。今でも関係者の中で奇跡と言われるものになっています。

あえて土建屋という言葉を使わせていただきますが、当時、「本来、土建屋は災害のためにある。」とおっしゃった方がいました。地元の大水害や東北の震災を思うとき、この言葉の重みを感じることができます。

さて、そこで、尾鷲市において災害対応の備えとして、地元専門業者が果たして十分に備えられているのでしょうか。人口減少や若者の流出によって、建設業に限らず、産業構造の先細りが否めなくなっていますが、特に今回は災害対応についてと断りを入れた上で伺います。

現在、様々な大型事業を控えて、財政的にはどれもこれもというわけにはいかない状況にあることは承知です。要は、バランスとしてどうなのかということだと思っています。

都市部においては、公共事業だけに頼らなくても、民間企業からの発注で賄える部分がありますが、当地のような過疎地において建設業者が生き残るには、公共事業が重要になってきます。

平成20年度、これは東北震災前ですが、尾鷲市の登録業者は41社ありました。それが現在は25社になっています。

総務省から出ている決算カードによりますと、平成20年度の提出すべき歳出の状況、普通建設事業費の全体歳出の構成比は8.6%、それが令和3年度決算になると、構成比が4.9%になります。令和4年度は給食センター事業で一時的に割合が高くなっておりませんが、単年度で終わります。

三重県14市の比較をしますと、財政の規模の違いから金額では比べられませんが、構成比について平成20年度のほとんどの市で20%前後、令和3年度は

減っているものの、10%を切る市はほとんどありません。

尾鷲市はここのところ大きな災害もなく、喜ぶべきことではありますが、近畿自動車道紀勢線や熊野尾鷲道路の大型工事が完了し、この先、計画している港湾整備などもめどが立っているわけではありません。

この先、災害の備えとしての業者の確保、サステナブルな人材育成などを考え、コンスタントな公共事業の発注、行政としてできる役割などをお聞かせいただきたいと思います。

まず、壇上からは以上といたします。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、濱中議員の御質問にお答えいたします。

まず、図書館の充実、拡充についてであります。

図書館は、誰もが知性と教養を育み、人生をより深く豊かなものとするための生涯学習活動を支える身近な情報拠点となる、重要な施設であります。

中央公民館の2階にある尾鷲市立図書館につきましても、多くの市民の皆様に御利用いただいております。

議員のおっしゃるとおり、読書は、乳幼児にとっては五感への刺激による心の醸成、児童・生徒にとっては学力向上、高齢者にとっては認知機能の維持等に有効であると考えられており、市民の皆様に読書の機会を提供する図書館は、本市にとって非常に重要な施設であると認識しております。

尾鷲市立図書館は中央公民館に併設する小さな図書館でございますが、限られた蔵書数の中で利用者のニーズに応えていくため、県内の図書館と連携した本の相互貸出し、また、司書による毎月の特集コーナーの設置や、図書館だよりの発行など、市民の皆様が読みたい本に出会える工夫を行っております。また、図書館利用が不便な地域の方々に対しては、市民サービス課と連携し、地区コミュニティーセンターへ定期的に図書を届けるなど、図書館サービスの充実に努めております。

現在、図書館を含む中央公民館は、昨年度に実施した耐震補強設計、これに基づく耐震補強工事を進めるとともに、老朽化した設備に対応するため、併せて空調やトイレなどの改修、長寿命化を進める検討を行っているところでございます。その中で、図書館につきましては、空調設備の全面更新やトイレの改修、また、書棚、閲覧室の机、椅子の更新などを総合的に検討しております。

現在進んでいる状況はこういうところでございます。

次に、災害対応の備えとして、地元業者の確保等を考慮し、コンスタントな公共工事の発注のほか、行政としてできる役割は何かについてでございます。

まず、議員がおっしゃっていますとおり、本市の決算における普通建設事業費の構成比、平成20年度は8.6%前後でございました。大規模事業の有無によって多少の変動はございますけれども、大体、過去をあれしますとおおむね10%前後で推移しておりますけれども、おっしゃっていますように令和3年度、4.9%です。これまで下がったものの、令和4年は多少なりとも出ましたので、10.1%、これが尾鷲市の、要するに推移でございます。

こういった状況の中で、毎年度、いかに安定的に公共工事を確保していくかということは、災害時において最前線で地域社会の安全安心の確保を担う地域の守り手として大きな役割を果たしていただく上で、非常に重要なことであると認識しているところでございます。

しかしながら、財政基盤の非常に脆弱な本市にとりましては、御承知のとおり、令和4年度で経常収支比率が95%でございます。普通建設事業に充当できる一般財源が少ない現状であることから、市単独の工事を大幅に増額確保するというのは非常に困難である。これも事実でございます。

したがって、国、県の補助事業を最大限に活用することはもちろん、市内における国、県の単独事業、これを増やしていただけるよう、要望活動にもさらに力を入れてまいりたいと、このように考えております。

また、建設業の担い手の確保に関しましては、全国的な課題であります。県においても、近年、その取組を強化しているところであります。具体的には、労働環境の改善として、週休2日制工事の導入、拡大、あるいはICTの活用、学校等への建設業の魅力発信、1年を通して仕事が途切れることを防ぐための施工時期の平準化、また、ダンピング受注を防ぎ、建設業の健全な発展を図るための最低制限価格の設定などについて取組を強化しているところであり、本市におきましても可能なものから順次取り組んでまいりたい、このように考えております。

私からの壇上からの御質問に対する回答は以上でございます。

議長（仲明議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、濱中議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校教育における読書活動が学力向上を目指す上でその役割が期待されているのかについてであります。

教育委員会としましても、学校教育における読書活動が学力向上を目指す上で、その役割が期待されると考えております。

文部科学省においても、「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と捉えております。読書活動を推進しております。

議員も御承知のとおり、読書活動は、語彙力が増える、創造力や表現力、集中力を高める等の効果や、コミュニケーション能力を向上させる、好奇心や興味が広がる、人の気持ちが分かるようになるといった多様な効果が期待されており、相乗効果としても学力向上につながっているものと考えております。

各校においても、朝の読書活動やブックトーク、ビブリオバトルをはじめとする本の紹介に取り組んだり、図書委員会で異学年への読み聞かせや本の魅力を伝えるポップアップ作りをするなど活動を充実させており、子供たちが主体的に読書活動に関わることができるよう取り組んでいるところです。

これらのことから、学校教育では引き続き読書に親しんだり活用したりする活動を推進し、読書活動の充実に努めてまいります。

次に、児童・生徒と尾鷲市立図書館の関わりについてお答えいたします。

子供にとって、図書館は自由に読みたい本を選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。昨年度、図書館へ訪れた小中高生は延べ約3,400人ほどでしたが、本を借りたり、図書館行事に参加したり、テスト期間や夏休みなどに勉強したりと、様々な目的で訪れております。

図書館としては、全ての子供が読書に親しみ、読書の楽しさに触れることができるよう、読書機会を提供するように努めております。

一例として、夏休み手づくり絵本教室や子ども読書会など、小学生向けの行事の定期的な開催、絵本から読み物への移行期に段階的に読み進められるブックリスト、「いちねんせいにおすすめのほん」を作成し、家庭での読書習慣がつくよう全小学1年生に配布しております。

また、学校からの依頼により、小中学校へ出張しておはなし会やブックトーク、それから図書館見学、図書館司書の仕事の体験、学校の要望に応じて図書館の本を貸し出すなど、本への興味、関心を高める取組を行っております。

以上です。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

今、市長から言われた中央公民館の耐震に際する図書館の改修に関しましては、ある程度、附帯設備の辺りが検討されているというふうなお答えやったと思うんですね。

ただ、図面ができていない状態ではないと思うので、今後、この図書館をどうしていくかということに関しましては、ぜひ市民、利用者の方たちの御意見を伺える、そういった機会が欲しいなと思うんですね。そのときの参考になるために今の現状をここで明らかにしていただいて、それをもって市民の方に考えていただいたりとか、役所の中の計画に役立てていただいたりとかのために、ちょっと今から幾つか質問させていただきます。

平成28年、平成30年、この時期に、28年は岩田市長のときですが、平成30年、加藤市長に対しても、図書館を独立させてほしいという要望書が出ているというふうに聞いております。それで、もう一つ、せんだって、先輩議員のほうから体育館と別館、これの改修もありますよねって、その計画もお示してくださいという話が出ていて、まだそれは頂いていないんですけれども、こういった独立した図書館や、体育館、別館と合わせた図書館の整備の可能性というのはあるのかなのか、それだけ、まず、聞かせてください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、中央公民館の要するに耐震設計が一応できたということで、これを耐震工事化しながら、同時に長寿命化工事をやっていこうという方向性は出ております。ただ、詳細についてはまだ議会のほうにはきちんと報告はしていないんですけど、その方向性で私は認めていただいていると。そういう中で、特に今回の場合には長寿命化と同時に、要するに耐震補強をします。これがまず第一なんですね。それから長寿命化すると。

体育館の話についても誠に遺憾に思うのは、今現在、要するに耐震化がないから、非常に危険な建物であるからそのままにしていると。それについて、今後、体育館についてはどうしていくのかというような。一応、方向性についてはまだお話ししておりません。ただ、要するに、潰さなければならないのかといったら、もしかしたら耐震ができるよというようなお話しはさせていただいたと思うんですけども。

私は、基本的には、そういう形の中で公共施設をいかにして、要するに耐震化、長寿命化して、と同時に、市民の皆さんにきちんとやっぱりお使いいただけるよ

うな、そういう場にしていきたいということは変わりはありません。

そういった中で、今、中央公民館についても、やっぱり用途が非常に多うございます。その中で、要するに一つのを、例えば図書館を増設するのであれば、どこかを減らさなきゃならない。どこかを減らすか、図書館を増床するか。そういうことが惜しいという話もあるし。

ただ、正直言って、私は中央公民館だけで考えるんじゃなしに、今後、予定している体育館の話も併用させながら、全体的に尾鷲市が所有している公共施設のものを。

確かに、入替えをやってもいいと思っているんですよね。そういうことも含めて、そういう市民の要望に対してどれだけ、要するに具体的にできるかということも考えながら、やっていきたいと思うんですけれども。

ただ、増設ということについては、まだ今のところは、正直言って、それだけのスペースがないんじゃないかという、そういうところでございます。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 独立した図書館が無理であろうなという話は、大方の人がそのように思っておりますが、ただし、この建物は、ちょうど人口が倍、3万人を超えたところで建てられた施設でございました。

当時の造られた経緯を示す議事録も一通り見せてもらいましたけれども、中央公民館を造るときは中村山を削るという大がかりな整備でしたので、敷地をどうするかとかいう、そういう話に終始をしております、中の図書館についての細かい議論がされた経緯がなかなか見つかりませんでした。

ですので、今回、図書館をどうするかという話ができる機会として、私はここをしっかりとやりたいなと思うんですけれども。

恐らく、3万を超える時代の施設、部屋数とか、部屋のキャパであるとか、その辺りは3万人に合わせたような造り方がされていると思うんですね。その後、部屋の仕切りであるとか、面積であるとか、そういったものは変更されていないんです。

ですので、人口が半分になった今の状況を考えたときに、そのままの間取り、面積で使うのかどうかという辺りは、まず、中央公民館全体であるとか、図書館の利用の推移をお聞きしたいと思うんですけれども、それは数字上で説明ができるのであれば、お願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君）　じゃ、濱中議員の御質問にお答えします。

中央公民館の利用者数の推移でございますけれども、図書館とそろえるために平成3年、4年頃の数字を述べさせていただきます。

中央公民館につきましては、平成3年から4年当時ですと、利用者数としては約11万5,000人。直近の令和4年度ですと、約2万1,000人ぐらいまで。ただ、ちょっとコロナ禍の影響等がございますので、コロナ前ということで令和元年の数字を申し上げますと、約3万8,000人というふうに減少しております。

次に、図書館につきましては、平成3年から4年度の利用者数というのが約3万8,000人で、直近の令和4年度ですと約1万6,000人になっておりますが、これもコロナ前で見ますと、約2万3,000人の利用者数となっております。

パーセンテージ的には、平成3年、4年度あたりから直近まで、令和元年まで見ますと、中央公民館では約33%ぐらいの減、図書館につきましてはそれほどではございませんが、約二十数%の減といったのが利用者数の推移となっております。

以上です。

議長（仲明議員）　濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員）　恐らく人口減少、かなり影響をしていると思うんですけれども、やはり使いやすさの面であるとか、市民が求めるものというのも変化してきている中で、中央公民館全体としてはかなり減っている。

図書館の利用に関してはそれほどでは。まあまあ減ってはいます、人口減少の分は減っておると思うんですけれども、それでもやはり需要としては図書館の需要というのはある。そういうふうに考えます。

そうしますと、あのままの図書館のあの面積が今の時代にそのまま使っていけるのかどうかという議論をしなくてはいけないと思うんですけれども、今、市長が長寿命化という話をされたときに、私はまだ市民全体の話をお聴いたわけではないんですけれども、ある程度、利用している方たちに御意見を伺ってきました。その中で、やはり一番問題になっているのは調理室でした。調理室。2階にありますので。

あのまま長寿命化をして使うのであれば、昭和55年当時の設備であるとか、間取りであるとか、道具類、それが全面リニューアルが必要というふうになるの

ではないのかなと。その可能性があるのかなと。それを直してまで、どの程度の需要があるのかなというのがちょっと気になっておりましたので、現状の調理室の利用状況もお聞かせいただければなと思うんですけれども。それも担当のほうですかね。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは、現在の中央公民館2階の調理室の利用状況についてお答えいたします。

直近の令和4年度になりますけど、直接的な、市民団体さんが昨年度、調理室を使われた回数というのは、年間で3回ございました。プラス、子育てサークルさんの活動が1回ございましたので、団体としての利用というのは、4年度1年間で4回となっております。

ただし、それ以外で、例えばお昼を挟む会議の昼食場所であったりですとか、あと、イベント時の会場としてというのは除いておりますので、それを除きますと、合わせて、昨年度については4回の利用となっております。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 今聞いたとおり、年間3回は要るのかなという数字かなと思うんですけれども。ただ、本当に場所の利便性であるとか、そういうことを考えたときには、実際使おうと思う人たちの意見は、絶対に聴く必要があるのかなとは思っているんですけれども。

もう一つ、尾鷲市が持つ調理室としては、福祉センターにも調理室がございます。実際、市の中央公民館の調理室を主に使っていた（聴取不能）の皆様は、ほとんど今、福祉センターのほうで使われているというふうに聞いております。

そうした場合、総務省のほうでも、いろんな公共施設の統合とか、そういったことも推奨されて、そういうことをする際にはきちんと補助金であるとか、助成ができるような仕組みもできておりますので、もし、今調理室を使っている方たちの理解を得て、調理室を福祉センターに統合することができたならば、図書室の面積、調理室分は広げることができるのかなというふうに、素人考えですけれども、そういった物理的な面積の拡充が可能な部分が出てくるのではないかなと想像するんですね。

ただ、2階の部分は全部壁で仕切られておりますので、その壁を取り払うことができればということになると思います。あの2階、壁を取り払って図書スペー

スを広げようと思ったときに、金銭的には今答えられないと思いますけれども、物理的にどういった作業が必要なのか、可能になるためにはどういったことが必要なのか、専門的な話として聞かせていただければなと思うんですけれども。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） ただいまの御質問に対して、建設課から御説明さしあげます。

まず、中央公民館2階の壁が抜けるかについてでございますが、どの壁を抜くかにもよるのですが、まず、構造計算等を行った上で、構造耐力上、問題のない壁であれば、抜くことは可能と思われま。

ただ、実際にその壁が構造に寄与しているかどうかというのは外から見ただけでは判別できませんので、過去の建設当時の設計図書や構造計算書から判断することとなると思います。

以上です。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 全く不可能ではないというふうに私、理解したんですけれども。

市長、本当に今、ソフト面では、スタッフをはじめとしてボランティアの方たち、すごく頑張っているいろんな活動をしてきておりますし、最初、冒頭の壇上でも申し上げましたけれども、地域の文化、伝統、あと、教育・教養、これを大事にしない地域というのは、やはり未来、暗いのではないかという話もあります。

その辺りは市長はすごく理解されているというふうに考えているんですけれども、ここでひとつ図書館が行きたくなる場所になるための、市民の皆様の御意見を伺う場所というのもぜひつくっていただきたいのと、あと、せんだって、この質問をするのに、おはなしだっこ、赤ちゃん、ゼロ歳児、1歳児が読み聞かせをいただくその行事というか、毎月恒例的にやってもらっているんですけれども、それも拝見させていただきました。

そのときの一番小さいお子さんが間もなく5か月ですという、そんなちっちゃいお子さんがじっと聴かれている、絵本を目で追うという姿を見たときに、自分の子育てを忘れていたなと思うぐらい、小さな子供さんが読書をどれだけ楽しみにするかを目の当たりにしましたけれども、だけど、残念ながら、そういう子供さんを連れてきたお母さんが安心できるような場所ではありませんでした。

和室を使ってもらっているんですけれども、そこはやはりほかの講座も使って

おりますから、それ用のしつらえがありますので、子供に触るなどか、そこに上るなどか言わなくてはならない場所もありまして、とても児童室と呼べるものではございませんでした。あと、トイレも大人のものしかないです。授乳室も個別にあるわけではありません。

ぜいたくを言えば切りがないんですけれども、近隣の熊野市なんかの図書館へ行きますと、あそこは10年かけて計画をして造られたと聞いております。きちんと子供用のトイレがあって、それで、子供さんたちが独自にそのスペースを靴を脱いで使える場所があって、やっぱり読書活動への市の姿勢というのが、その形を見るだけで見てとれるような状況になっておりました。その辺りがありますので、どうか市の予算の関係とか、日程の関係だけで物事を決めるのではなくて。

この春先に行かせてもらった福島の視察で、まちづくりをするのにまちの人がどうやってその場所を大事に思うか、それはまちの人たちに計画から参加してもらうことかというふうに聞かせていただきました。

そこは市民がきちっと、集まりたくなる場所にこれからはしなければいけないのかなと思うんですけれども、市長、その辺り、皆さんの意見を聴きながら、この計画をつくるという辺り、どういった心積もりがあるのかをお聞かせいただければと思います。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員がおっしゃっています、やっぱり人が集まる場所、そういうものというのは私は絶対必要であると。これは市内外問わず、やはり交流人口、あるいは市内の方々が、要するにいかにして楽しむ場所、それは必要だと思っています。それがどこかということについては、私は市役所の職員等にも言っているんですけれども、まず中央公民館だということは言っています。そういった中で、正直申し上げましていろんな壁があります。おっしゃること、分かるんですよ、僕。自分でもよう分かるんですよ。

まず、僕は昔からの考え方、企業時代もそうだったんですけれども、要するに図書館、あるいは本屋さん、これが充実しているまちは文化度が高いと。これは常に企業時代から今もそういうふうにいるんです。やはり文化度を高めなきゃならないという気持ちは十分あります。その中の一つのツールとして図書館であるという。

図書館のお話、先ほど議員のほうからいろいろとおっしゃっていただきましたけれども、市長としてショックだったのは、14市中14番目の蔵書であると。

これは正直言って、本当に寂しい限りなんです。これについてはやっぱり何とかしなきゃならないなと。というような話とか、それで、いろんなことになるので。

要は、基本的に、一番最初、申し上げていますように、読書というのは絶対必要なんです。老若男女と言って、言葉がいいのかどうか分からないけれども、赤ちゃんから高齢者まで、これ、絶対必要なんです。これは、それぞれそれぞれの重要な事柄がありますので。特にさっきおっしゃった五感への刺激による心の醸成、これは非常に重要な話です。子供たちもそうですし、高齢者にとっても認知機能の維持というような。そういうことで、非常に重要な話なんですけれども。

もう一つ申し上げておきますけど、さっき生涯学習課長が申しあげましたように、要するに開設時の入場者数、開館時に入場する人の人数と現在のそれを比較しましたんですけれども、図書館については大体60%ぐらいになっている。ほかのところは30%、40%。利用率としては人口が減にしちゃ、利用率は高いのかなというような、非常にそういう思いもしていますし。

それじゃ、どうするのというような話になりますと、増床ということにつきましても、これは一回考えてみなきゃならない。その中で議員の言われましたように、調理室もどうするのというヒントを与えてくれたんですよ。もう一つは福祉保健センターにあるじゃないのと、そんなの、統合したらどうというような。

考え方として、先ほど冒頭に申しあげましたように、公共施設の中の統合とか、あるいは新設とか、そういったことは当然、それを新たにリニューアルするときには絶対必要なことだと思います。それは頭の中に入れさせていただきたいと思っております。

そういった中で、あとは財政的な面なんです。ある程度の枠というのを。私も正直言って、たくさんあり過ぎるんですよ。それを、だから、今度の令和6年から令和10年の5か年の財政見通し、財政計画じゃないですよ、財政見通しをどう立てていくのかということについても、これを議会のほうに報告しなきゃならない。

これは本年度中に、早ければ12月、遅くとも3月までにはきちんとしてみたいと、そういう思いでありますので、先ほど申しました、当然、市民の方が使われる図書館でございますから、中央公民館でありますので、これはやはり皆さん方の御意見も拝聴しながら、どうあるべきなのかということの結論は出していききたいと、このように思っております。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3 番（濱中佳芳子議員） 次の質問もちょっと時間を残したいので、最後にお願ひだけしておきます。

本当に図書館って、財源が割と限られてしまいます。重要なのが市が幾ら持っているかということと、あとは、過疎債をどう使うかということ、結構大きな財源かと思うんですけども、どうか市長、以前、どうしてもお金が足りないけど、やらなきゃいけなかったときに、過疎債の増額にすごく努力をされておられましたよね。今回、ぜひ図書館のためにも、過疎債の増額の御努力、熱意をお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。

もう一つの人材確保の件なんですけれども、公共事業をどう確保するかということは、実は本題の前段の話なんです。というのは、国調べでも、やっぱり平成9年、12年がピークで、会社のほうでも平成30年では、当時から、ピークから、22.6%減っております。これ、全国調べなんですけれども。就業者数になりますと28%減っております。この地域だけではございません。

人材がもし確保されたとしても事業者が減り続けて、会社としての経営が成り立っていかなければ、その受皿がなくなってしまう。そうすると、やっぱり一番大事な災害のときの人材がふだんいる場所がなくなるとは困ると思いますので、公共事業をコンスタントに出していただいて、この地域に必要なものをきちんと準備できる状況をまずつくっていただきたいと思いましたので、先ほど市長がおっしゃいました県の事業や国の事業、そういった辺りの確保ということの要望活動はさらに力を入れていただきたい。

実は、今回のこれを調べるために県の建設事務所のほうにも、この数年の事業発注の予算ベースの数字を確認してきました。そんなに減っていないなという印象なんです。割と横ばいなのかな、県全体ではと思ったんですけども、その数字を見ながら、今度は業界の方とお話をしました。

今の高騰、人件費の高騰や材料費の高騰を考えると、やはり全体に減っていますよ。事業数は減っております、県の事業も。その事業が減る原因が、その発注が減るだけではなくて、受注側の人の問題もあるというふうに聞かされたので、そうすると、今ある人材だけをうちに来てくれ、うちに来てくれと引っ張り合うだけでは、ただ駒が動くだけなんです。

もうこれからは将来的にこの地に必要な人材をどうつくっていくか、その根本のところから今から力を入れていかないと、将来的にこの地域に必要な人材が何であるかを地域が知らないことには本当にお先真っ暗になるのかなと。

もちろん、1次産業であるとかも絶対にこの地域では絶やしてはいけないものであるし、本当にサービス業にしてでも何にしてでも人が減っていくことの怖さを感じておるんですけれども、今回は先ほども申し上げたように、災害対応に対する人材の確保ということに特化して言わせてもらいたいと思います。

まず、人材を育成するという意味では、じゃ、ここにいる人たちがどういう仕事を選べばいいのかということ、子供の頃から知ることが必要なのかなと思います。そのために今、中学校で職場体験なんかが行われているように聞くんですけれども。先週も職場体験をやられているところが報道でも拝見いたしました。

現在の職場体験の状況をお聞かせいただきたいと思います。

議長（仲明議員） 教育長。

教育長（田中利保君） それでは、本市の職業体験の実施目的や実施状況等を御報告し、職業や仕事への関心を高め、地域を支える人材を育成していくという教育的な観点から御質問にお答えします。

本市におきましては、尾鷲中学校及び輪内中学校の2年生が職業体験を実施しております。この事業の実施の目的は、体験先を決定する際の自己理解、それから、自己管理能力の育成、それから、職場体験を実施した際の人間関係形成能力、課題対応能力の育成、そして、実際の活動を通してキャリアプランニング能力の育成などを醸成しようとするものです。職業体験を実施することによって、様々な効果が現れるものと考えております。

近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年、令和3年については残念ながら実施を見送りましたが、昨年度及び本年度は事業者様の御協力により実施することができました。御協力いただきました事業者の皆さんには深く感謝を申し上げる次第です。

本年度は漁業をはじめサービス業、販売業、飲食関係など合計で47事業者に全体で105名の生徒全員を受け入れていただき、職業体験を実施いたしました。その事業者の業種には議員御質問の建築分野も1業者含まれており、令和元年度には3名、令和4年度には1名、本年度は3名を受け入れていただいております。このことから、一定数の生徒は建築分野への就業を考えていることが……。

議長（仲明議員） 教育長、途中ですが、ここで正午の時報のため、中断します。しばらくお待ちください。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後0時00分〕

議長（仲明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

教育長、続けてください。

教育長（田中利保君） 今申したとおり、このことから、一定数の生徒は建築分野への就業を考えていることが分かります。

職業体験をきっかけに将来の夢を見つけ出す生徒もおりますので、今後もより多くの企業の皆様に御協力いただきながら、地域を支える人材の育成を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 職業体験ということに関しましては、実は、もう高校になると、自分が進みたいコース別に進学を決める場合がありますので、そうしたときにやっぱり小学校、中学校時代の体験というのが大きくなっております。ですので、この地域に何が必要でどういった職業があるのかということをしちっと見せるのは、やっぱり小中学校時代から始めていただいて、力を入れていただきたいと思えますし。

実は、私たちの年代、もう少し若い年代が保護者であるあたりは、「尾鷲に残っても仕事はないもんね。」という、子供たちへの進路の相談、子供たちとするときに、そういった言葉がよく使われておりました。だけど、振り返ってみれば、ここに、地元で、必要な仕事、たくさんございます。それで、そういう話をするとき、「でも、やっぱり都会へ行ったほうが給料は高いし。」とか、そういった話が出ます。だけど、今の若者の価値観は、私たちが思うような価値観とは全然違うところにあるとも聞きます。

私たちのときは、生涯雇用であったりとか、給料であったりとか、そういうところが仕事を決めるための優先順位であったような気もしますが、今のZ世代と言われるあたりから若い人たちは、もうその辺りとは全然違う。1年勤めて、これは合わないということが普通に行われているとも聞いております。都会に一旦出たけれども、戻ってこれる、戻ってきたい地域になるための、そういった地域の優遇制度があれば、子供たちにそれを示すことによって、いずれ帰るところがここであるという選択肢にもなるかと思うんです。

以前、市長と一緒に見せてもらいました中学生との対談でも、いずれは尾鷲へ帰ってきたい、尾鷲、好きですよという中学生、多かったように思うんですね。その子供たちが、もちろん移住、定住、新しい人材も要りますけれども、Uターン

ということに対する優遇制度、今御説明できるものがあれば、計画でも結構ですし、今実行されているものでも結構です、その辺りを教えていただけないかと思
います。

議長（仲明議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（柳田幸嗣君） それでは、本地域の担い手として残って
いただけるような、Uターンしていただけるような制度につきまして、簡単でござ
いますが、奨学金制度につきまして御紹介さしあげます。

本市では、大学や高等学校などに在学する勉学に対する意欲のある者で、学資
の十分でない者に対し、卒業後に社会貢献することを目的に、尾鷲市奨学金を貸
与しております。

毎年、対象となる方から御申請をいただき、本年度には大学生1名、専修学校
1名、高等学校1名の合計3名の方が奨学金対象者として選考されております。
この制度により、これまでに514名の方に奨学金が貸与され、経済的な支援に
より、学ぶ機会と修学環境の整備が行われております。

地域を支える担い手の育成という観点におきますと、議員御質問の事業として
各種要件であるとか、対象事業に制約はございますが、「本市に居住し、本市に
おいて漁業、林業、農業等の地場産業、または民間の事業所等に5年間継続して
従事した者に対して、本奨学金の返済の全部を免除することができる」というよ
うな制度がございまして、大学等の高等な教育を受けた後に本市に帰り、就職を
目指す方にとっては非常に有益な制度でございますので、ぜひ本制度を活用し、
今後の市の活性化の担い手として活躍していただきたいものと考えております。

以上です。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 奨学金の優遇制度ですけれども、やはり新卒者が対象なの
かなと思うんですけれども。

せんだっての中学生との対談の中で話されたのが、一度は都会へ出て、それで、
自分のキャリアアップ、スキルアップをしてから尾鷲へ帰ってきたいという話を
された子が複数人おりました。そういった人たちにもこの奨学金制度の優遇制度
を拡充できることがあればなと思うんです。

例えば、新卒をして、3年、5年勤めて、ある程度都会の生活を知って、尾鷲
へ戻ってきたいと思ったときに、その全額とは言わずとも、何%かが免除される
ようなことがあれば、そういったUターンの背中、押してくれるのではないのか

なと思うんですね。

そういったことの検討の余地があればいいなと思うんですけれども、市長、その辺り、この間の話を聞いたことも含めて考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっき教育総務課長から説明のあった、本市に居住し、本市において云々どうのこうのして、5年間継続して従事した者、これに対しては償還の全部を免除する。この辺のところをどうやって解釈するかという話なんですよ。

その辺のことも十分考えていきながら、要は、本市に戻ってきてほしいんだと。しかし、やっぱり我々としては、本市に戻ってくる以上は何か職に就いていただくような、そういう場を提供しなきゃならないと。

これは非常に重要な話ですし、そういうことも含めまして、まず、この辺のところはちょっと預からせていただきたいと思っております。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） 先ほどの建設業、土木関係、その辺に特化した話になりますけれども、以前はとてもきつい仕事、男性であるとか、マッチョな職業のイメージがありましたけれども、現在、現場ではドローンを使ったりとか、オペレーションも機械一つで動くようになっていたりとか、もう今は土木助手というのが増えるぐらいの、とても以前とはイメージの違った職業になっているということも聞いておりまして、業界や国土交通省が連携してそのイメージアップを図り、働き方改革まで示すほど、人材を求める業種となっております。そういったことも含めて、今の子供たちにそれが心にヒットするような、そういったPRも必要かなと思います。

その辺りも含めて、今回、この質問の準備をしていたときに尾鷲市のホームページで、地元企業、市民へのPR事業というものが出てまいりました。これは商工のほうの事業でしたけれども、こういったものも教育委員会としては商工と連携して、子供たちにそれがアピールできるような事業にはならないのかなと思うんですけれども。

といいますのは、やっぱり子供たちが職業体験とか、あと、進路を決めるときに一番相談しやすいのが保護者なんですね。やっぱり保護者の皆さんに、この地域が何を求められているかということをごきちんと理解をしていただくことも必要

だと思います。

ある県では保育園からこういった職業体験というか、職業の見学なんかもさせている地域もあるというふうに聞いておりますので、その辺り含めて、教育委員会は商工との連携はどうなっているのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（仲明議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（柳田幸嗣君） それでは、本事業につきまして説明させていただきます。

所管は商工観光課ではございますが、大学であるとか、ハローワークなどの団体に御協力いただいております。尾鷲市地域経済活性化協議会において地域での就業を促進するために、一目見ればその企業の事業内容が分かる企業PRポスターを作成するという事業と聞いております。これに関しましては、業種といたしましては、製造業等々だけではなく、建設業等もこの業種の中へ入っているかと思っております。

地元に残りたい、働きたいと考えている生徒に、尾鷲にはこんな働く場所があるんだというような気づきはもちろんでございますが、保護者の皆様にも改めて地元での雇用機会があることを再認識していただくため、児童・生徒だけでなく、広く市民の皆さんに目の届くところにポスター等を掲示しようとするものでございます。

教育委員会といたしましても、先ほど御説明させていただきましたとおり、これらの事業を進める上で、生徒・児童にとってこのポスターは重要な情報源になると捉えておりますので、今後、商工観光課とも連携しながら、学校施設等へのポスターの掲示など、進めてまいりたいと考えております。

議長（仲明議員） 濱中議員。

3番（濱中佳芳子議員） やはり久しぶりで、ちょっと時間配分、下手くそでしたので、積み残しもあるんですけども。

今ここにいらっしゃる方は、皆さん、地元で働いている、そういった環境にあるんですけども、この中に1時間以上の通勤時間を使っていらっしゃる方って、ほとんどいらっしゃらないのではないかなと思うんですね。

この地域で働くことのメリットの中に、移住者の方が言われました。「通勤時間5分ですよ。」「家賃ほとんど要りませんよ。」「都会なら駐車場の料金で大きなうちに住めますよ。」、そういったことが今の20代の子たちにはとても条件的によいと捉えるような、そんな話も出ております。

この地域で働くことがどういうメリットがあるのか、こういう地域が何を求めているのか、その辺り、きちっと把握した上で、人材育成、小さい頃からの尾鷲市の欲しがる人材は何かということ、教育の面でぜひ御尽力いただきたいと思えます。

それでは、以上で、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（仲明議員） ここで休憩をいたします。再開は13時30分、1時半からいたしますので、よろしくお願いします。

〔休憩 午後 0時11分〕

〔再開 午後 1時29分〕

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 皆さん、こんにちは。

一般質問は市議会議員として必ずするように毎回やっていますが、聞き飽きずに聞いてください。

今期、議員に選ばれてから、議員活動も残り半分を切りました。振り返ると早かったなと感じますが、残りの期間を思うと、これだけ問題の多い尾鷲市においては長いなとも思います。

7月に行われた紀北町の燈籠祭は天候に恵まれて、熊野市の花火大会は2回の延期後、早期決断の結果、大成功。我がまち尾鷲はというと、70周年の節目にもかかわらず、去年に続き、雨の中の中途半端な花火大会。天候のせいですから不運だとは思いますが、延期を判断する決断力のなさは、今の市長が市民の声を無視してごり押しで進めている大型事業に酷似していると感じるのは私だけでしょうか。

それでは、通告に基づき、一般質問に入らせていただきます。

壇上からの質問としては、まず、危険な特定空家1棟が行政代執行により解体がやっと始まったばかりです。今日、朝、通勤の途中に見て、かなり進捗が進んでいました。今後、空き家の対策はどのような計画性を持って進めていくのかを、隣接した場所に危険な特定空家があり、不安に感じている住民に代わりお尋ねします。

尾鷲小学校の給食室も設計事務所のほうが安くなると断言しており、建築に詳

しい反対議員の意見も全く聞かず、また、管内視察のときにも私はダクトに問題が出るとはっきり苦言を呈しましたが、ドライ方式なのにダクトの継ぎ手から雨のように結露水が落ち、空調のA特性による補正が行われていないことによるサージングの騒音で室内での会話が困難となり、苦肉の策としてボタン式のランプでの意思疎通の小規模な改修などが行われたようですが、工事に関わった業者はこんなところに無理やり造るからだ、皆さん、口をそろえて言っています。

その改修金額や不都合なことはだんまりですね。幾ら議会に報告する金額ではないといえ、少額でも修繕費あるいは改修費、どちらかは分かりませんが、出費はしていますよね。新品の製品ですから保証期間内は建築の瑕疵責任ではないでしょうか。なぜ不都合なことを隠すのか、市長に答弁を求めます。

防災に関しましては、「津波は、逃げるが勝ち！」との垂れ幕だけで、一人の犠牲者も出さないとの精神論だけでは、大東亜戦争の大本営と変わりません。やっと津波タワーの話が出てきましたが、具体的にどのように逃げ、有事の際に尾鷲市防災危機管理課は一体どういう対応を取るのか。また、ふだんからシミュレーションなどはいろいろなケースを想定して行われているのかを簡潔に御教示お願いします。

議長（仲明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） ただいま西川議員から発言のごございました点につきまして、まず、私としてコメントをさせていただきたく存じます。

今回の花火大会は当日の天気予報が大幅に狂う事態となり、誠に遺憾ながら、市民の皆様、そして来訪者の皆様の御期待に十分沿えなかったことに対し申し訳なく思っております。

一方、現在計画しております大型事業につきましては、私の市長としての公約であり、やるべき根拠とやるべき重要性、すなわち大義を持って進めている計画であり、議会へは当初から説明、報告し、決議もいただいております。また、多くの市民の皆様にも御賛同をいただいていると私は認識しております。

それでは、西川議員の御質問にお答えいたします。

まず、空家等対策の今後の取組方針についてであります。

空家等対策につきましては、空き家等の管理責任が所有者にあるということをお前提に、空き家が管理不全な状態に陥ることがないように啓発や所有者との交渉を継続するとともに、特定空家等の発生予防に向けた対策を総合的に講じることを

基本としております。

しかしながら、所有者が特定できない所有者不明の物件が存在した場合、周囲への影響等を勘案し、特定空家に認定した上で、必要に応じて行政代執行に踏み込むケースを想定しております。

いずれにしましても、住民の皆様が不安に陥ることがないように、空家等対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、尾鷲市学校給食センターの機器取付けについてお答え申し上げます。

議員御質問のボタン式ランプの設置につきましては、衛生管理上、調理室と学校施設や外部とは、自由に出入りができないように施錠した扉などで仕切られております。食材配送等の外部からのインターホンによる呼びかけだけでは気がつかないことがあったことから、チャイムと光で来客を知らせる機器を調理室内に設置し、職員が業務に支障を来さないよう小規模な修繕を行ったと聞いております。

次に、有事の際の対応、シミュレーションの想定について、要点のみお答えいたします。

災害時において具体的にどのように逃げるかについてであります。自宅、学校や職場など、それぞれの生活範囲における避難場所を日頃からハザードマップなどを用いて決めておくことが重要であると考えております。そのために自主防災会や学校、職場などで防災講話を開催し、自助の大切さを周知しております。

本市におきましては、防災行政無線などで避難を呼びかけることとしており、夜間や休日の発災に備えたJアラートのテストも実施しております。

また、発災時のシミュレーション等は夜間の避難訓練を行うなど、雨天時、早朝など様々な状況を想定して訓練をしております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 私が空き家問題について一般質問を行い、市民サービス課がやる気を出してくれたのが令和4年3月で、実際に解体工事が始まったのが令和5年の8月21日です。約1年半も手続に時間を要したことになります。かなり面倒な手続だったのでしょうが、私とその説明を聞いても次の手続が早くなるわけではありませんから聞きませんが、1件目がまずできたのですから、次の案件の準備を早く進めていかないと、ますます危険な特定空家が増えてしまうことになりませんか、市長。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それではお答え申し上げます。

本市の空き家問題といたしましては、市政報告でも述べましたように、建物の破損が著しく、倒壊の危険性等が高まっている中井町の特定空家につきまして、議員御指摘のように、去る8月21日から略式代執行による解体工事を進めております。これにより、長年懸念されておりました近隣住民の皆様への不安を一つ解消することができたのかと感じております。

今回の特定空家の解体については、所有者が特定できない所有者不明の物件であったことから、行政代執行を行ったものであります。行政代執行による是正措置は、本来、所有者が実施すべき行為を所有者に代わり行政がその措置を行うものであり、所有者不明の物件を除き、本来、管理不全な空き家とならないよう、行政として啓発や助言、指導等を行い、所有者の自主的な改善を促進していくことが、空き家対策として本市の重要な役割であると認識しております。

このようなことを踏まえまして、空き家の管理責任が所有者にあるという前提の下、特定空家等の発生予防に向けて対策を総合的に講じてまいりたい、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） それでも、市内には空き家と見られる建物が1,003棟もあり、その中でも危険なD判定、危険空き家が残る80棟も残っています。その80棟についてどのような優先順位で着手されていくのでしょうか。

民法的には危険性を覚書などの文書で残しておかないと、今回の台風のような強風などの自然災害では、自宅や乗用車が飛散物で破損しても、泣き寝入りになってしまいます。

所有者が分かっている空き家の持ち主と交渉を早く進めて、また、所有者の判明していない危険空き家については、今回のように行政に頑張ってもらいたいのですが、どうですか、市長。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、令和3年度に実施しました空き家に関する実態調査、ここでは議員がおっしゃっていますとおり、除却が必要とされると判断した、いわゆるD判定の空き家が81件あるという結果が示されております。

これらD判定の空き家のほか、今回の台風7号の被害の影響を受けた空き家のうち、本市といたしましては、近隣住民への影響等を考慮し、現在6件の空き家

について、特に優先して危険空き家の解消に取り組む必要があるものと判断しております。

具体的な所在地等は個人情報との関係で控えさせていただきますが、これらの危険空き家につきましては所有者調査と並行して、既に調査により判明した所有者とは重点的に交渉を進めており、この結果、2件は解体の意思を示しているなど、少しずつではありますが、着実に危険空き家の解消につながってきているものと考えております。

一方で、今回解体を進めている中井町の特定空家のように、相続放棄により所有者が特定できない、いわゆる所有者不明の物件で、危険の切迫性や周辺への悪影響の程度を考慮し、最終的な手段として行政代執行による是正措置を行わざるを得ないと考えてございます。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 頑張ってくれているんだなと今聞いて思いましたけど、尾鷲市の財政状況が苦しいのは十分理解していますが、今回の中井町の行政代執行に続く次の物件は、今言われたように考えていただいているということ。

でも、1件ごと進めていたのではがちが明きません。できれば同時進行で少しでも早く進めて、一件でも早く危険空き家の近隣住民の不安や不満をぜひ取り除いてあげていただきたい。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本市といたしましては、議員のおっしゃるとおり、市民の皆様の不安を解消していくため、空き家の管理責任が所有者にあるということを前提として、それを基に危険空き家の所有者調査や所有者との交渉とともに、空き家の適正管理の普及啓発、これを強化し、所有者自らの自主的な対応を促すように取り組むことで、市民の皆様の安全で安心な暮らしを実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 私も仕事で家の解体工事は何十軒もしたことがあります。しかし、今回の工事金額、1,000万にはびっくりしました。解体工事は物を造るわけじゃありませんから、品質管理は求められておりません。安全管理が主な要素になるだけです。

これ、業者の方たちには発言すると嫌な顔をされるとと思いますが、一般競争入札から一度、見積り入札に変更すれば、かなりの金額が抑えられると思いますが、それについてどうでしょう。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の空き家の解体工事の入札方法の件でありますけれども、これは法律で決められているわけなんですね。地方自治法施行令第167の2、その中で、見積り徴収によって契約できる工事の金額の範囲が定められておるということは、もう議員御存じのことだと思っておりますけれども、今回はその金額を超えていることから、一般競争入札になったものであります。

以上です。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 僕、刑法のほうが興味あるもので知りませんでした。

市長は先ほども述べられたように、よく空き家の解体責任は所有者にあると述べられていますが、法的にはごもっともだと思います。

しかし、行政代執行という手法もあることから、行政の取る手段として可能ですよね。

では、市役所が所有者である市営住宅はどうなりますか。市民懇談会の際にも、倉ノ谷の古い市営住宅から物が飛んでくると近隣住民の声がありましたが、市内各所にはかなりの古い市営住宅がありますが、これらの物件をどのように対処していきますか。まさか財源がないとは言えませんよ。

都市公園からの避難道として橋を架けるのならば、1億や2億ではできないのは分かり切っているのに、その財源はどこにあるのですか。そのお金を空き家対策に回せば、どれだけ市民の皆さんに喜んでもらえるでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の空き家のこの市営住宅の維持管理につきましては、まず、担当課長のほうから説明いたさせますので、よろしくをお願いします。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、空き家の市営住宅につきましては、建設課のほうから説明させていただきます。

まず、市営住宅につきましては、空き家となったものも含め、建て替え及び修繕または用途廃止に伴う除却等につきまして、市営住宅長寿命化計画に基づいて将来的な需要を予測しつつ、適切に進めているところでございます。

また、台風時等につきましては職員が巡視を行い、適切に対応しておりますので、今後も継続させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 次に、環境課においては、今年の6月に熊野尾鷲道路の三木里トンネル内での自損事故があったばかりですが、令和3年10月に清掃工場内でのリフトによる人身事故も記憶に新しいことでしょうか、あの事故は起こるべくして起きたと私は感じているのですが、市長には当時の環境課長からどのような報告がありましたか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 本件に関しましては、尾鷲市清掃工場内のフォークリフトの事故、この経緯について報告を受けております。もちろん、行政常任委員会でも説明させていただいておりますが、令和3年10月3日、尾鷲市清掃工場のストックヤード内で複合製品の資源化のための分別作業中、環境課職員が運転しておりますこのフォークリフト、これを旋回した際、周囲の安全確認を怠り、作業中のシルバー人材センター業務員に接触、横転した、その結果、右足をひいてしまったとの報告を受けております。

診察の結果、右第五中足骨骨折、3か月間の患部安静加療が必要と診断されました。その後の経緯につきましては、令和4年2月に示談が成立し、令和4年第1回定例会にて報告させていただいております。

委員会で事故報告させていただいたときに、西川議員から安全教育について御指摘をいただきました。そういったこともあり、現場職員の安全教育についての認識が甘く、私から総務課長を通じて強く指導いたしました。

環境課につきましては、清掃工場内において作業に従事いただいているシルバー人材センター職員のほか全員を集め、安全衛生管理講習を月2回と、その他、し尿処理収集班、不法投棄パトロール班も含め、毎日車両を使用する職員には、尾鷲市自動車安全運転規程に基づき、毎朝、出発時にアルコールチェックはもちろんのこと、車両点検を実施しており、車両の点検、安全教育を遂行している。今、これが現状でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長、それ、当時の環境課長は、本当のことを報告していなかったなと私は感じています。事故当時、リフトを運転していた職員は、足に障

がいのある職員です。リフトは建設機械の中でも最も事故発生率の高い機械です。

では、なぜそのような足に障がいのある職員を前環境課長は従事させたのでしょうか。リフト事故のときには議会に報告がありましたか。それ以前の令和3年7月の重大な人身事故は、議会にも報告がありませんでしたが、市長は知っていましたか。

もし報告がなかったのなら、前環境課長が事故を隠蔽したことになりますし、知っていたなら知っていたで、それは大問題になります。いかがですか、市長。それとも、なすりつけ合いですか、責任の。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この件につきましては御指摘のとおり、令和3年7月発生この人身事故につきましては、灰出しをするために灰バンカーの中に入り灰をかき出す係と、そして、灰バンカーを開閉する係の2名体制で作業を行っていたと。

そういった中で、当該職員がこびりついた焼却灰をかき出して、灰バンカーから外に出たことを開閉係に伝えた後、取り残しがあつたため、再度、灰バンカー内に入ってしまい、開閉係は灰バンカーから出ていると思ひ、灰バンカーを閉めたため、事故が起こったとの報告を受けております。

事故後、直ちに尾鷲総合病院の救急外来に受診し、「左大腿部の筋挫傷（打撲）、2週間の安静」と、そういうことで診断されまして、それで、1週間後の8月1日に退院し、その1か月後の9月2日、本人から治癒報告書、これが提出されております。

そして、担当課で本人と面談を実施し、本人の了解の下、元の持ち場であるストックヤードでのフォークリフトの運転業務に復帰したものであります。これが当時の経緯でございます。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） では、議会には報告がなかったけど、市長には報告があつたという見解でいいんですね。

令和3年の7月の議会に報告がなかった事故は、今、市長がおっしゃられたように、先日、管内視察で見た焼却場にあつた灰を処分するための灰バンカーと呼ばれる大型のバケツで、その中に作業員が入り、今言われたように灰をかき出す作業に安全確認を怠り、バケツで足が挟まれるというとんでもない事故だったそうです。

視察の際に、私はよく、これ、足が切断しなかったものだと驚きました。その作業員の方がSNSで、「その後、市役所側にも何も対応してもらえず困っている。」と私に相談がありました。そこで初めて事故のことを知り、大変驚きました。

なぜ今まで仕事で起こった事故やのに放置していたのですか。また、こういう案件はSNSでしか私らには伝えられないんですか。市長、こんなことについては、もっとオープンにいくべきじゃないんでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この作業につきましては、通常の作業の工程でやっていたと。先ほども申しましたように、事故に遭った病名、要するに傷病が打撲であったというような結果です。

その後、灰バンカーで事故に遭った当該職員については、事故の後、自宅療養を経て職場に復帰する際、本人と面談を実施し、足への負担を考慮しながら、足を使う頻度の低い清掃工場内焼却制御業務に配置転換をしております。

加えて、公務中の事象でありますので、三重県地方公務員災害補償基金へ公務災害認定請求及び療養補償請求を行うなど、本人と相談をしながら、随時対応を行っているという報告を受けております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） その事故のことなんですけど、私も相談されて、現環境課長となるべく穏便に済む方法を模索していましたが、地方公務員災害補償基金三重県支部からはいまだに返答はありません。

被災者の元職員が信頼をして相談していたのが前環境課長と前病院事務長だったそうですが、現在は両名とも退職しており、連絡もなく、放置されたまま、今日に至っているそうです。

当初の診断が打撲ということであったため、様子を見ていたが、あまりにも改善しないので再度検査を行ったところ、実際には打撲ではなく、太ももの筋肉が断裂ということが判明したそうです。当時の医師も転院しており、時間がたち過ぎているため、もう元には戻らず、現在は仕事もできずに退職金で生活しているのだそうです。

このような元職員への対応を市の長としてどのように考えられますか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の当該職員から、先ほども申しましたように、治癒報告と

いますか、治癒したという報告を受けて、その後1年余りたってから、左大腿二頭筋断裂、議員おっしゃったように。1年たってから、その診断を受けたとの報告が担当課からありました。その後、本人の意思で退職されたという報告です。

それで、退職後、当該職員からの申出を受けまして、先ほども申しましたように、地方公務員災害補償基金三重県支部に再発認定申請を行っており、認定の可否については現在協議中であると聞いております。

今後も、要は地方公務員災害補償基金三重県支部といろいろと情報を共有しながら、きちんと対応はしてまいりたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長が尾鷲総合病院の医師の確保に奔走されていることは私も存じ上げておりますが、当初の診断書にははっきりと打撲と書かれており、明らかにこれ、診断ミスですね。相談を受けた私としましては、なるべく穏便に処理していきたいのですが、被災者の元職員の怒りが非常に大きく、裁判も視野に入れているとのことですので、尾鷲総合病院のイメージを悪化させるのではなく、今まで放置してきた関係者、つまり信用して相談していた前環境課長に対し、民事訴訟を起こしていただきたいものです。退職金も市民の血税からたんまりもらっていることでしょうかね。

もし尾鷲総合病院に対し民事訴訟を起こされれば、既に退職した前事務長ではなく、管理者の市長になってしまいませんか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当該職員のけがをされてからその経緯について現在に至っているということにつきましては、先ほど御報告させていただいたとおりでございます。

まず、その件についていろいろと、やっぱり1年間もあったということについて、その因果関係についてはきちんと調べなきゃならないなと思っているんですけども。

まず、当該職員についての件なんですけれども、先ほどお答えしましたとおり、地方公務員災害補償基金三重県支部に再発認定申請、何度も申し上げますけれども、再発認定申請を行っております。そして、認定の可否について協議中であるということは先ほども申しましたとおりでございます。今、本市としては、地方公務員災害補償基金三重県支部と情報を共有して、きちんと対応してまいりたい、このように思っています。

そして、訴訟の話なんですけれども、今後の訴訟の可能性につきましては分かりません、私としても。ただ、病院の開設者であるということは間違いございません。仮に訴訟が起こされた場合は、当然のことながら、尾鷲総合病院管理者、尾鷲市長宛てにそれが出されるものと私は思っております。

以上です。

議長（仲明議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 最初の事故を前環境課長が隠蔽したことにより、裁判沙汰となる前に、幾ら退職したからといっても、責任の追及と解決策を今おっしゃられたように早期に対応して、問題が大きくなる前に何とかしていただきたい。これはもう私や現環境課長だけで収まる話ではありません。市長自ら先頭となって、被害者が正当な権利として障害補償を受け取れるように頑張ってください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 最初のこの事故の起こりということから、先ほど申しましたように、これは要するに、公務で一応事故が起きたと、打撲であったと、それで、これがずーっと続いているんだというような話の中で、何度も繰り返しになりますけれども、当該職員というのは地方公務員災害補償基金三重県支部の再発の認定申請を行っております。認定の可否については協議中であると、これは事実なんです。

そのために私としては何とかそれについて対応していきたいと。特に現環境課長がトップでございますので、その当該職員ときちんとコンタクトを取って、きちんとお話を聞くように指示しております。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 現環境課長においては責任はないと思いますが、2人でこそとやらずに、市のほうで堂々とやっていただきたいなと思います。気の毒ですからね。

それとは別に、壇上でも少し触れましたが、小学校の給食センターができてから、議会では中学生がカレーがおいしかったとの都合のええ話は議会でも述べられていましたが、厨房室内での数々の不備は、私たちは何も聞いていません。これ、現場の人たちから聞きました。

私が指摘したダクトの騒音による厨房で働く職員の人たちの健康管理として、騒音基準、主にデシベルは測定されて、クリアしているのでしょうか。行われて

いないのであれば、直ちに騒音の数値を、環境課には測定器があると思いますから、一応測って、働く職員の健康管理を検討していただきたい。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） これ、現場管理の話でございますので、その辺については担当の教育総務課長のほうからきちんと説明させていただきます。

議長（仲明議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（柳田幸嗣君） 今、議員御指摘の騒音のことに关しましては、早急にそういった測定のことに関しまして協議を行いまして、実施していく方向で協議させていただきます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 隠蔽と言えば、議会事務局でもありましたよね。ある議員が議会の日を忘れて遅刻したときに、議運では私用のため少し遅れますと説明をして、全協に間に合わなかったら、病氣通院のために欠席しますと言い逃れて、結局、欠席になったことが。いいですね、議会事務局長に好かれている議員さんは、都合の悪いことを隠蔽してもらって。しかし、今年4月21日のユーチューブを見れば、ちゃんと録画されていますよ。

それから、福祉保健課長、あなたも教育委員会時代にある事案の隠蔽に加担していましたよね。認めるのであれば、時間も経過していることなので追及はしませんが、なぜに執行部ではこのように多くの隠蔽が平然と行われているのでしょうか、答弁をお願いします。

議長（仲明議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） 議員御指摘の件につきましては、当時、議員とのお話の中で、意見の違いなどもあったかと認識しております。

今後の事務の執行に当たっては、適正に対応していきたいと考えています。御理解いただきますようお願いいたします。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） その他、もう少し調べれば、まだまだ出てきそうですが。

さて、ここで副市長、あなたは以前、幹部職員の前で訓示をしたときに有名な格言を流用して、ボスとリーダーの違い、ボスはやれと言う、リーダーはやろうと言う、そう言われていますよね。

では、副市長から見た市長は、ボスですか、リーダーですか。

議長（仲明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） ボスでありリーダーだと思っております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） ボスでありリーダーではなく、ボスですか、リーダーですか、どちらですか。

議長（仲明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 強いて言えばリーダーです。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） よかったですね、環境課長、リーダーだそうです。これで私たちはもうお役御免です。あとの問題はリーダーの市長にやっていただきましょう。答弁は要りませんので。

次に、防災についてですが、「津波は、逃げるが勝ち！」だけで、近く起きるとされている南海トラフ地震や、その後の津波に対して全く対処していない尾鷲市ですが、8月18日に三木里で行われた明治大学の教授とその他いろいろな大学の学生さんたちとのイベントのうち、私も逃げ地図作りに参加させていただきました。

内容は午前中に中村議員がほとんど述べられていたので、私を感じた点だけ説明させていただきます。逃げ地図作りでは、7班に分かれてそれぞれ条件の違った地図を、後期高齢者が3分で逃げられる距離、129メートルをひもで測り、その長さを色分けした色鉛筆で塗り分けていくのですが、小学生や高齢者の方たちと共同作業をしてできた地図を見て、各班が意見を出して発表するという工程ですが、参加された方なら危険度が一目で分かり、何より皆が楽しく学習することができる、非常に有意義なイベントであったと思います。

これを市内各所で行えば、避難訓練での大規模なものでもなく、安価でより多くの市民の皆さんに危機感を持っていただけるとと思います。ぜひ市長には実現させていただきたい。どうですか、市長も参加されたんですから。あれは非常によいイベントだったと私は思っているんですけど。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この御質問に対しましては、朝1回目の中村議員の御質問に対して、私も答弁させていただきました。

正直申しまして、いいイベントであったと。イベントに参加するためにそこに参加したときに、作業するのが楽しかったということがまず第一ですね。そして、子供たちと一緒にああやこうや、これはこっちのほうがええんやないか、ああや

ないかということ話をしながら、非常に有意義な時間を過ごさせていただいて、結果、そういう形で、要するに逃げ地図が出来上がった。それも中村議員のほうには申しあげましたけれども、非常に具体的で分かりやすいと、これはいい手法の、大きな手法の一つであるということを私は申しあげたわけなんですけれども、その件につきまして、一応、私のほうから回答させていただきたいと思います。

先ほども申しましたように、三木里地区での逃げ地図作りに参加し、子供たちと一緒に、地震が起きて、橋梁が落ちるなどの様々な障害が起こることを想定しながら、逃げられる距離をひもで測りながら色分けしたと。赤とか、だいたいとか、いろんな。そして、地図を完成させたと。完成した地図はとても見やすく、有効性の高いものだと私は感じました。

一方、本市におきましては、これまで各地域住民自ら主体的に避難経路の危険箇所の確認なども行いながら避難体制を構築する、いわゆる住民主導型避難体制確立事業というものを行っております。

それとか、あるいは、各学校での防災教育の中でタウンウォッチングを実施したり、避難路の、通学路の災害時に役に立つものの把握や、高いブロック塀、古家、空き家、こういったものなどの危険箇所の把握を行い、ハザードマップに落とし込むなど、情報共有、交流を図っているという状況です。

今回、三木里地区で実施されました逃げ地図作りについては、津波からの避難を考える非常に有意義なイベントでありましたので、これを今後、各地区自主防災会や学校などでの実施に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） やっぱりよかったですね、ああいうのは。ああいうイベントは。

次に、今回、台風7号の影響で市内各所に多くの被害が出て、特に停電による被害が大きかったですね。ここでも広報の放送のまずさが露呈してしまいましたね。停電の苦情の電話の問合せが多かったことは想像できますが、何も広報で停電の問合せはパワーグリッドまでとけつをまくるのではなく、パワーグリッドさんと連携を取り、停電地区や復旧状況の放送をしたほうが、あの停電の中の市民の皆さんの不安やいら立ちも、ある程度、軽減できたのではないのでしょうか、市長。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、先ほどおっしゃっていましたように、停電の問合せはパワーグリッドまでということで、防災はけつをまくっている。まくっていません。まくっていません。

ただ、この件につきましては、言い訳も何も言いません。もうはっきり申し上げます。今回の場合に、おっしゃるように、8月14日から15日にかけて台風7号が襲来して、市政報告で申しましたように、市内世帯の半数を超える6,500世帯、大体9,000世帯超ですから3分の2、これが停電したわけなんです。非常に大きなあれだったと。

停電の話ですので、中部電力パワーグリッド、これと、要するに停電の際の連携、すなわち、令和3年の11月22日に相互連携し、市民生活の早期復旧を目的とした災害時における相互連携に関する協定、これを締結しております。そして、平時より担当者同士の連絡体制の構築、情報発信の取決め、病院や避難所といった重要施設の情報共有などを行っている。

しかし、今回の台風では、強風による倒木、これが大きかったです。広範囲にわたって停電したこともあり、復旧のめどの十分な情報提供ができないという、こういう状況となったと。

しかし、今回の経験を踏まえて、何といたってもやっぱり市民の皆さんに対して、要するに現在の被害状況はどうかということとは必ず早急にお伝えすると。そして、復旧のめどはどうかと、手段というのは防災無線、これぐらいしかないと思うんですけど、そういう情報を発信しながら市民の皆さんに、今こうなっているんだな、多少なりとも辛抱せなあかん、もうちょっとしたらつくんだなというような、そういう情報を常にきちんと発信しながら、皆さんの理解につながるように努めていきたい。

これは、おっしゃるように、今後の対応についての反省の一つです。ありがとうございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） よかったですよ。初めて市長と意見、合いました。

それで、四、五年前にも矢浜地区で2日間にわたる夏場の停電を経験した人は、ホテルに避難をしたそうです、今回も。

しかし、私の住む北浦地区では40時間以上も停電が続き、また、高齢者も多く、熱中症アラートが出されていたときであったため、私は熱中症を心配して、近隣の。だけど、電話が通じやんのです。そのときに消防に聞きました。それ

で、熱中症の搬送がなかったかと。そうしたら、その時間帯はなかったというので安心したところなんですけど。

今回の台風を教訓として、長時間に及ぶ停電などに対しては、今さっき市長がおっしゃったように、民間企業といえども、市を通して市の防災危機管理課からさっきおっしゃられたような復旧状況、めど、そういうのを広報で流してもらえれば、いら立ちは大分収まると思うもので、それはぜひ実行してください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 停電に関する対応については、先ほども申しましたように、中部電力パワーグリッド、この電気事業者が対応する計画にもなっているんですけども、しかし、今回のような災害による長時間の停電、要するに異常なんですよね。（聴取不能）だったと思います。

すなわち、ライフラインの途絶というものは市民生活への影響が非常に大きいというのは、もう分かり切ったことなんですけれども、だから、市民の皆様の不安解消に向けて、おっしゃったように、民間事業者も含めて、各事業者と情報共有を図りながら、積極的に防災行政無線、防災行政無線というのはこういうためにあるんですから、これをうまく活用しながら、きちんと市民の皆さんの不安を解消するべく、一つの手段としてやっていきたい、このように思っております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 私は、核ごみ持込禁止条例に賛成したため、嫌がらせを受けたのかと思いました。

それと、ぜひ取り組んでいただきたいのがもう一つ。

今回のような長時間に及ぶ台風で停電した地区から避難してきた住民の健康を考慮して、できれば、電気が通じてエアコンが使えるようなコミュニティーセンターや避難場所への移動手段や、車を運転できない高齢者の方に送迎サービスなどを行っていただきたいな。それを広報でも呼びかけてもらえれば、特に熱中症アラートが出ているときには、夏場の停電、市民の皆さんに非常に喜ばれるのではないのかなと思うんですが、市長、どうですか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） この件について、私、十分理解できるんですよ。こういう形有的时候には、きちんとした対応をするべく、マニュアルにしる、ケーススタディーというんですか、そういったものをしなきゃならないかと思っているんですけども。

しかし、今回の台風というものは、まず、停電であったと。それが長時間にわたったと。もう一つは、熱帯夜であったと。それから、暴風が来ましたと。この辺で複合的な問題というものが発生した場合において、それをケース・バイ・ケースでの対応になるわけなんですけれども、この場合には非常に難しい問題があります。

だから、今後どうしていくのかというような話については、実際に起こった事例とか、今後起こり得る事例、これをきちんと分析しながら、やはり問題解決の方法を導き出すような、要するにケーススタディーというんですか、こういうことをつくるような形の中で今後生かしていきたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 防災に関連してですが、先日の管内視察で議員が実際に歩いた火力跡地から安全と想定されている地点までのコースですが、市長、津波の前には地震が来ることを想定しておかなければいけませんね。

しかし、火力跡地には鉄板が敷き詰められて、長靴を履いているにもかかわらず、あえてぬかるみを避け、鉄板の上を歩き、地方紙には15分程度で避難が可能と書かれていて、火力跡地の都市公園反対の私としましては、してやられた感がいっぱいです。

なぜなら、地震時には地下水位が2メートルから3メートルのあの場所では必ず液状化が起こり、また、高压電線が切れて落下や、鉄塔の倒壊も考慮しておかなければなりません。何の障害もない平常時に避難訓練など、あなたの豪語する一人の犠牲者も出さないは、私に言わせれば寝言ですね。私が懸念していることも市長は想定内なのでしょうか。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今御心配されていることは、野球場が一応建設されて、それが使用可能になった。避難路も我々としては時間、分速等々を測りながらきちんとやっっていこう。それがきちんと時間内、15分なら15分以内にここへ逃げられるような、そういうシミュレーションのことをやったり、議員の方々は実際に実行していただいて、それを経験していただいたと。非常にありがたいことだと。

だから、そういう懸念については、先ほども建設課長が話をしましたこの橋梁の話についてもいろいろ、そういうことを一つ一つきちんと整えていきながら、あくまでも、何といたってもやはり野球をしているときにもし地震が起こったときに、要するに全員が無事に逃げられるような体制というのは、一つ一つきちんと

その問題を解決していきながら進めていきたいと。

これは冒頭に申し上げましたように、私としての大きな公約の中の一つでございますので、これを整えながら、問題点をきちんと解消するべく、その施策を講じていきたいと、このように考えております。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 一般質問を毎回行っている私ですので、最後の質問にさせていただきます。

防災に関しても、私は野球場や都市公園について反対しているのではなく、火力跡地に造ることに反対しているんです。第1ヤードに造るのであれば、先日歩いた距離まで目と鼻の先ですよ。市長が本当に造りたいのは野球場ではなくて、広域ごみ処理場ではありませんか。

どちらの施設も市民の声を聴こうとしない。せめて住民投票で賛否を問うぐらいはできるでしょう。焼却場の老朽化云々はもう聞きたくありません。そこまで固執する市長の真意を最後に聞かせていただきたい。そのために私もネタばれの聞き取りに応じているのですから、ぜひ市長が住民投票により市民の皆さんの声を聴く気があるのか、そこを最後に教えてください。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど冒頭にも述べましたように、私は市長選挙において公約を申し述べまして、それで、市長に就任してこの4年間、あと、もう2年弱でございますけれども、これを、きちんと公約を果たすということを第一の使命と考えております。

ましてや、だから、住民投票云々ということじゃなしに、私はこういうことをやらせていただきますということを市民の皆様にお伝えし、その市民の皆様の負託を得て市長になったんだと。だから、私はこれを。

しかし、議員もおっしゃっていますように、心配事はいろいろあると思います。だから、事をやることにはいろんな課題がありますから、この課題をいかにして一つ一つ解決していきながら、最終的に、当初の目的のとおり、きちんと成し遂げるか、これが私が今考えている第一のことでございます。

以上でございます。

議長（仲明議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 最後に、公約なんて、皆さん、いっぱい出していますよ。ほかの議員さんも、皆さん、いっぱい公約なんて出していますよ。市長、公約なん

ていう言葉で、無理に公約を果たさなくて結構です。

市民の声を聴いてください。一度、本当に市民の声を聴いてくださいよ。そうしたら、「公約なんてもういいですよ。」と言う市民もいますから。

もう時間がありませんので、これで一般質問を終わります。答弁は結構です。

議長（仲明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 一つだけ。西川議員が言葉として、私としては非常に問題のある、この隠蔽とか、そういった言葉なんですけれども、最後に一言、申し上げさせていただきたいんですけれども。

先ほど西川議員の御質問にございましたように、こういう隠蔽とか、各種云々というような話なんですけれども、私は常々、二元代表制である市議会、そして市民の皆様に対して、速やかな報告と丁寧な説明を心がけております。そして、御質問の中で御指摘された点については、隠蔽体質、こういったものに当たらないということをはっきりと申し上げさせていただきます。

今後、庁内でのこういうことが起こっては駄目だし、だから、そのための報告、連絡、相談、いわゆる報連相、これをより徹底しながら、市政に邁進してまいりますので、御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（仲明議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月13日水曜日は休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、13日は休会とすることに決しました。

以後、9月14日木曜日には午前10時より、行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 2時27分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署名議員 南 靖 久

署名議員 小 川 公 明